(仮称) 大阪市こども計画 (素案)

令和7年度~令和11年度

- ・ 当資料は、今後策定する「(仮称)大阪市こども計画」(素案)の全体構成のイメージとして作成したものです。
- ・ 資料 I の「計画の趣旨・基本的な考え方」については、その内容を反映していますが、その他の部分については、現在、内部調整中の内容となっております。
- ※今後、パブリック・コメント(12月末~1月末実施予定)にかける資料として、第3回 教育・保育・子育て支援部会でご検討いただいた後、再整理し、改めて第2回こども・ 子育て支援会議でご確認いただきます。

大 阪 市

令和●年●月

(仮称) 大阪市こども計画 目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 策定の背景	1
2 計画の趣旨・位置づけ・期間・対象	1
3 指標・目標の設定	5
4 社会全体でこども・子育て支援に取り組むうえでの計画の役割	7
第2章 現状と課題	
1 大阪市の人口等及びこども・青少年、子育てに関する状況	8
2 ニーズ調査の結果からみた現状	XX
3 大阪市における主な課題	XX
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	XX
2 重視する視点	XX
3 計画がめざす「大阪市のまち像」	XX
4 施策の基本方向	XX
5 重点的に取り組む施策	XX
6 基本施策	XX
第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画	
1 提供区域の設定	XX
2 各年度における量の見込みと提供体制の確保の内容	XX
第5章 基本施策と個別の取組	
基本方向1 ~こどもの誕生前から乳幼児期まで~	XX
安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに	
健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します	
基本方向2 ~学童期・思春期~	XX
こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする	
環境を充実します	
基本方向3 ~青年期~	XX
若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援	
します	
基本方向4 すべてのライフステージを通して縦断的に支援します	XX
基本方向 5 子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもって	XX
こどもと向き合えるよう支援します	

第 6	章 計画の推進にあたって	
1	計画の推進体制	XXX
2	計画の進捗管理及び検証・改善	XXX
3	社会・経済情勢の変化等への対応	XXX
4	国・大阪府など関係機関との連携	XXX
5	自律した自治体型の区政運営	XXX
参考	· 資料	
用	語の説明	XXX
Z	ども・子育て支援会議条例	XXX
ح	ども・子育て支援会議条例施行規則	XXX
Z	ども・子育て支援会議委員名簿(令和2年3月)	XXX
大	阪市こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱	XXX
Γ	大阪市こども・子育て支援計画(第2期)」(素案)にかかる	
パ	ブリック・コメント手続きの実施結果について	XXX
ح	ども・子育て支援計画策定経過	XXX

別冊資料1 大阪市こども・子育て支援事業計画(量の見込み・提供体制)

- 1 第1期計画での取組状況(はぐくみ指標)
- 2 量の見込みと提供体制の確保の内容(第1期計画)年度別実績
- 3 行政区ごとの人口推計及び量の見込みと提供体制の確保の内容(第2期計画)

別冊資料2 (仮称) 大阪市こどもの貧困対策推進計画(第2期)

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景

我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 15 年に、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられ、大阪市では、「大阪市次世代育成支援行動計画」(前期:平成 17 年度から平成 21 年度まで、後期:平成 22 年度から平成 26 年度まで)を策定し、こども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。

平成 24 年には、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子育で支援の充実を図るため、子ども・子育で支援法をはじめとする子ども・子育で関連 3 法が成立し、平成 27 年度から「市町村子ども・子育で支援事業計画」の策定が義務づけられたことを受け、大阪市では「市町村子ども・子育で支援事業計画」及び「市町村行動計画」を一体のものとして「大阪市こども・子育で支援計画」(第 1 期:平成 27 年度から令和元年度まで、第 2 期:令和 2 年度から令和 6 年度まで)を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育で支援に関する施策を推進してきました。

令和 5 年 4 月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が施行され、同年 12 月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。「こども基本法」第 10 条においては、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課されています。

2 計画の趣旨・位置づけ・期間・対象

(1)計画の趣旨(計画策定の根拠となる法律)

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付け、大阪市におけるこども施策を総合的に推進するため、こども大綱及び大阪府子ども計画を勘案して策定します。

本計画は、「大阪市こども計画」とし、次の各法令に基づくこどもに関する計画を一体のものとして策定します。

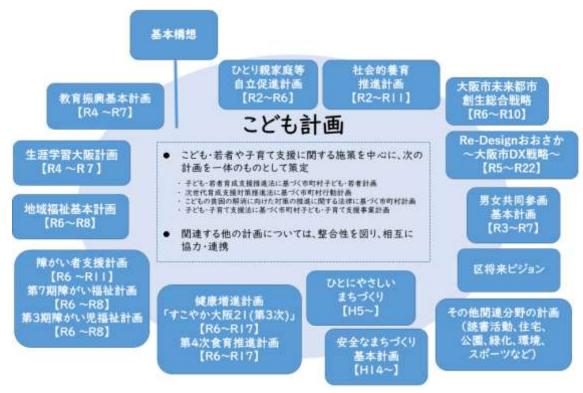
<本計画の根拠となる法律について>

法律	計画策定の根拠条文
こども基本法	(都道府県こども計画等) 第10条 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、 こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策 についての計画(市町村こども計画)を定めるよう努めるものとする。
子ども・若者育成 支援推進法	(都道府県子ども・若者計画等) 第9条第2項 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(市町村子ども・若者計画)を作成するよう努めるものとする。
次世代育成支援対策推進法	(市町村行動計画) 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(市町村行動計画)を策定することができる。
こどもの貧困の解 消に向けた対策の 推進に関する法律	(都道府県計画等) 第10条第2項 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(市町村計画)を定めるよう努めるものとする。
子ども・子育て支援法	(市町村子ども・子育て支援事業計画) 第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子 ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施 に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ (関連計画)

本計画は、こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。

関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけています。本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。



<関連性が高い主な計画について>

大阪市教育振興基本計画

(令和4年度~令和7年度)

平成 18 年に改正された教育基本法において、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実状に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされました。

また大阪市では、平成24年5月に施行された大阪市教育行政基本条例により教育基本法に規定する基本的な計画として、教育振興基本計画を定めることとしています。

この計画では、3つの最重要目標「安全・安心な教育の推進」、「未来を切り拓く学力・体力の向上」、「学びを支える教育環境の充実」を定め、目標を達成するために重点的に取り組むべき施策を、総合的かつ計画的に推進しています。

大阪市ひとり親家庭等自立促進計画 │(令和7年度~令和11年度)

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に規定する「自立促進計画」として、同法第 11 条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即し、大阪市のひとり親家庭等に対する施策の方向性を示すものです。

今後のひとり親家庭等を取り巻く環境の変化に対応し、こどもの貧困対策にも資するよう、本計画に基づき、きめ細かな就業支援サービスや子育て・生活支援サービス、こども主体の養育の推進や経済的支援、サポート体制の充実といった5つの柱を中心とした、ひとり

親家庭等自立支援施策を総合的に推進していきます。

大阪市社会的養育推進計画

(令和2年度~令和11年度)

こどもが権利の主体であると位置づけられた平成28年の児童福祉法改正をうけ、国が示した「新しい社会的養育ビジョン」の理念に基づき、「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現するため、社会的養育の基本的考え方、全体像及里親委託の推進と施設の小規模化・地域分散化などの方向性とめざす目標を示した「大阪市社会的養育推進計画」(計画期間令和2年~令和11年度)(以下「計画」という)を策定し、施策を推進してきました。

その後、令和 4 年の児童福祉法が改正され、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業の構築、困難を抱える妊産婦等への支援事業の創設、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化、こどもの権利擁護の取組の推進などを盛り込まれました。この改正を踏まえ、国の策定要領に基づき、計画を見直し、令和 7 年~11 年の 5 年間を計画期間とする新たな計画を策定し、大阪市における社会的養育施策を推進していきます。

(3)計画の期間

本計画は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を対象期間としています。

(4) 計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性を 重視した施策を推進します。

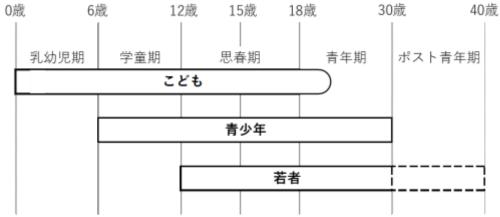
- ➤ こども基本法における、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、18 歳や 20 歳 といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸 せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとし て円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。
- ▶ こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定する本計画では、上記こども基本法における「こども」を計画の範囲としつつ、各市施策における用語の定義を次のとおりとします。

〈本計画における定義〉

こども:おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者。

青少年:学童期から青年期までの者(6歳~おおむね30歳未満)。

若 者:思春期から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象 (12歳~40歳未満)。

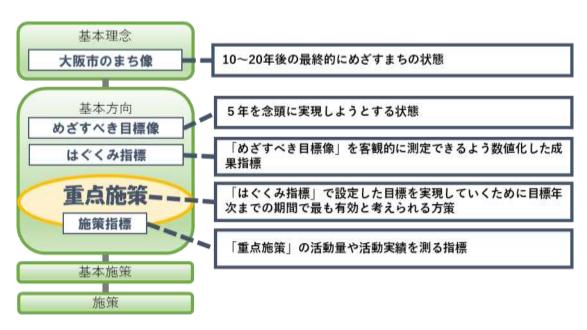


- ※ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者
- ※ 学童期は、小学生年代
- ※ 思春期は、中学生年代からおおむね 18 歳まで
- ※ 青年期は、おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者の対象とする。

3 指標・目標の設定

本計画においては、計画の基本的な考え方である「基本理念」のもと、最終的にめざす「大阪市のまち像」を設定しています。そして、「大阪市のまち像」の実現に向け、施策を5つの基本方向に分け、それぞれに「めざすべき目標像」とその達成状況を示す「はぐくみ指標」を設定し、「はぐくみ指標」で設定する目標を実現していくため、重点的・集中的に推進する「重点施策」とその達成状況を示す「施策指標」を設定しています。

計画の推進にあたっては、これらの目標や指標の達成をめざし、その進捗状況を把握・検証し、改善・充実を図ります。



また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとして策定しており、子ども・子育て支援法に基づいて国が示す「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」といいます。)に基づき、次の就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域を設定し、提供区域ごとに量の見込み及び提供体制の確保の内容を定めています。

就学前のこどもにかかる教育・保育(幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業)

1	1号認定(3~5歳児、幼児期の学校教育のみ)
2	2号認定(3~5歳児、保育の必要性あり)
3	3号認定(0~2歳児、保育の必要性あり)

地域子ども・子育て支援事業

1	延長保育事業(時間外保育事業)
2	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業
3	子どものショートステイ事業(子育て短期支援事業)
4	地域子育て支援拠点事業
5	一時預かり事業(幼稚園在園児対象)
6	一時預かり事業(幼稚園在園児以外対象)
	病児・病後児保育事業
7	病児・病後児対応型
	体調不良児対応型
8	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
9	利用者支援事業
10	妊婦健康診査
11	乳児家庭全戸訪問事業
12	養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)
13	実費徴収に係る補足給付事業 (※)
14	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事
14	業 (※)
15	子育て世帯訪問事業(家事・育児訪問支援事業)
16	あいりん児童健全育成事業(児童育成支援拠点事業)
17	親子関係形成支援事業
18	妊婦等包括相談支援事業
19	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
20	産後ケア事業

※13・14 については、「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定める事業の対象外となっています。

4 社会全体でこども・若者・子育て当事者への支援に取り組むうえでの計画の役割

こども・若者・子育て当事者への支援は行政だけで進められるものではなく、家庭、学校 園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々、そして市民一人 ひとりが、自ら行動し、共に力を出しあって連携、協力していくことが不可欠です。

国が示す「こども大綱」にもあるように、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押ししなければなりません。そのためには、企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育て当事者をめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていき、取組を進めていくことが重要です。

行政計画として策定する本計画は、社会全体で共有すべきこども・若者・子育て当事者への支援の基本的な考え方を計画の基本理念として示しながら、子ども・若者育成支援推進法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・子育て支援法に基づく各計画を整理・統合し、行政や各関係機関が担うべき取組や、市民や地域の主体的な活動を支援する取組を総合的かつ一体的に取りまとめたものです。

また、本市では、SDGs の理念を取り込んだ「大阪市未来都市創生総合戦略」において、一人ひとりが多様な幸せ(ウェルビーイング)を実感でき、誰もが安心していつまでも住み続けたいと思う「にぎやかで活気あふれるまち大阪」の実現を目ざしており、本計画の取り組みを進めることによって、この実現に寄与し、未来の大阪を担うこどもを安心して生み育てられ、すべてのこども・若者が健やかで心豊かに成長できるよう社会総がかりではぐくんでいくことをめざします。

第2章 現状と課題

1 大阪市の人口等及びこども・若者、子育てに関する状況

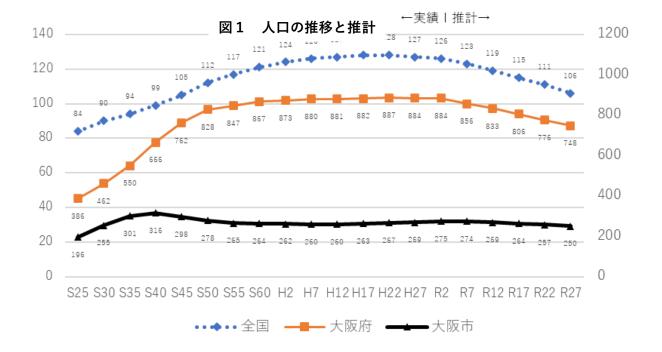
(1) 人口・世帯等の社会状況

① 人口の推移

国勢調査によると、大阪市の人口は、昭和 25 年から昭和 40 年まで大きく増加し 316 万人となりましたが、その後減少に転じ、昭和 55 年からは 260 万人台で推移していました。昭和 55 年以降、平成 12 年までは緩やかに減少していましたが、その後やや増加しており、、令和 2 年には 275 万人となっています。

全国や大阪府の人口は、昭和25年から平成22年まで一貫して増加を続けてきましたが、その後減少しています。

大阪市においても、将来的には減少に転じるものと見込まれます。(図1)



資料:実績値は総務省統計局「国勢調査」、推計値は「大阪市人口ビジョン」(令和2年)

② 年少人口・高齢者人口の推移

大阪市の年少人口($0\sim14$ 歳)は、昭和 35 年をピークに減少しており、令和 2 年は 29 万 3 千人となっています。また、令和 6 年以降も減少し、令和 27 年には 24 万 2 千人になると見込まれています。(図 2)

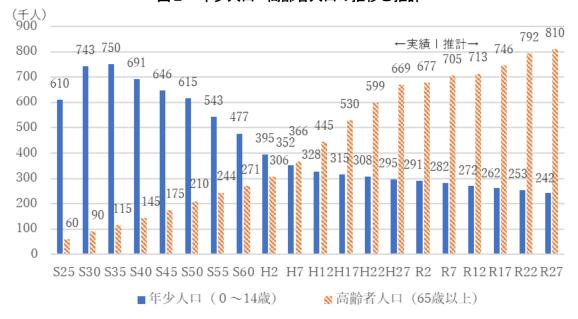


図2 年少人口・高齢者人口の推移と推計

資料:実績値は総務省統計局「国勢調査」、推計値は「大阪市人口ビジョン」(令和2年)

③ 出生数の推移

大阪市の出生数をみると、全体的な傾向として、減少傾向にあります。(図3)

23,500(人) 23,290 23,061 23,228 22,949 22,992 23,000 22.351 22,500 22,892 22,626 22,099 22,000 1,913 21,457 21,500 21,940 21,115 21,000 20,500 20,327 20,152 20,000 19,500 19,306 19,000 18,500 18,399 18,000 17.795 17,500

図3 出生数の推移(大阪市)

資料:厚生労働省「人口動態統計|

④ 合計特殊出生率

合計特殊出生率※は、平成 17 年までは下降傾向でしたが、それ以降はいったん上昇し、 近年また下降しています。(図 4)

※合計特殊出生率: 「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に産む と想定されるこどもの数を表しています。



図4 合計特殊出生率

資料:全国、大阪府は厚生労働省「人口動態統計」、大阪市は大阪市健康局調べ

⑤ 一世帯あたり人員の推移

一世帯あたり人員をみると、全国、大阪府、大阪市ともに年々減少しています。大阪市は、 全国や大阪府よりも低く推移しています。(図5)

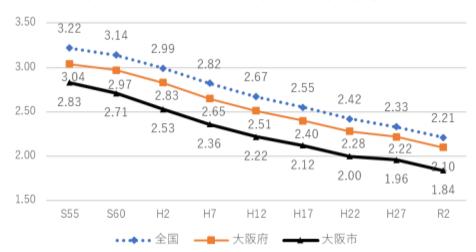


図5 一世帯における一世帯あたり人員の推移

資料:総務省統計局「国勢調査」

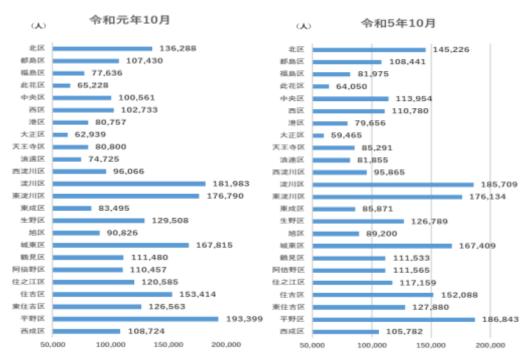
⑥ 区別の人口の推移

大阪市内各区における令和元年から令和6年の区別の人口増減率をみると、人口増加率の高い区は中央区13.3%、浪速区9.5%、北区6.6%、福島区と天王寺区5.6%などとなっています。一方、人口減少率が高い区は、大正区5.5%減、平野区3.4%減、住之江区2.8%減、西成区2.7%減、生野区2.1%減などとなっています。市内中心部の区の人口増加が顕著となっています。(図6・7)

+10.0%以上 +5.0%以上~+10.0%未清 ±0.0%以上~+5%未満 -6.0% 以上~ -3.0%未満 浏览 旭区 西湖底 机模压 福泉区 城東区 此抱区 西区 東城区 2000 生素核 大正区 **医成区** IX definition 住之江区 數往吉区 平野田 住部区.

図6 区別の人口増減率(令和元年10月・令和5年10月比較)





資料:(図4・5とも)大阪市計画調整局調べ

⑦ 年齢別転入数・転出数

令和 4 年から令和 5 年にかけての大阪市の社会増減数 (転入数 - 転出数 + その他増減)をみると、 $\lceil 20 \sim 24$ 歳」が最も多く、次いで $\lceil 25 \sim 29$ 歳」となっています。特に、 $\lceil 0 \sim 9$ 歳」、 $\lceil 30 \sim 39$ 歳」の社会増減数がマイナス(転出超過)となっていることから、30 歳代の子育て世帯の転出が多いと考えられます。(図 8)

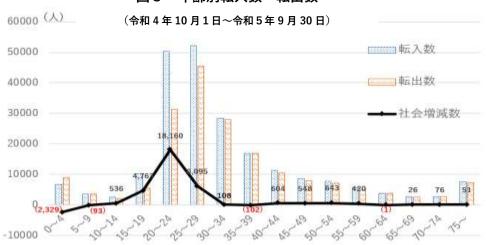


図8 年齢別転入数・転出数

資料:大阪市計画調整局「大阪市の推計人口年報」(令和5年)

⑧ 外国人住民数の推移

大阪市の外国人住民数は、平成 26 年度以降急増しており、令和 5 年 12 月 31 日時点で 169 千人となり 5 年間で 32 千人増加し、政令指定都市の中で外国人住民数・外国人住民比率が最も高い状況です。(図 9・表 1)

図 9 外国人住民数の推移 (各年 12 月末日現在)

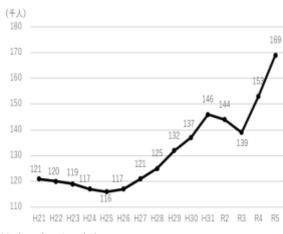


表 1 政令市外国人住民比率 (上位10市)

(11011)					
都市名	総人口	外国人 住民数	比率		
大阪市	2,757,642	169,392	6.1%		
名古屋市	2,297,745	92,758	4.0%		
京都市	1,379,529	55,434	4.0%		
浜松市	788,985	28,781	3.6%		
神戸市	1,500,425	54,428	3.6%		
千葉市	978,899	34,519	3.5%		
川崎市	1,529,136	50,794	3.3%		
横浜市	3,752,969	115,954	3.1%		
福岡市	1,593,919	44,651	2.8%		
相模原市	717,861	18,708	2.6%		

資料(図9):大阪市市民局調べ

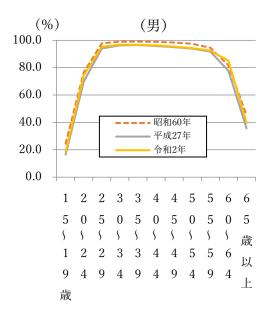
資料(表1):総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和6年)をもとに作成

9 労働力状態

大阪市の労働力率 (15 歳以上人口に占める労委動力人口の割合) を平成 27 年に比べると、男性、女性とも全ての年齢階級で上昇している。(図 10)

雇用者の内訳をみると、「正規の職員・従業員」は平成27年に比べ、男性、女性ともに増加しています。(図11) 平成27年からの構成比の変化をみると、夫婦ともに就業者の世帯の割合が上昇した一方、「夫が就業者」かつ「妻が非就業者」の世帯の割合は低下した。(図12)

図 10 年齢 (5 歳階級)、男女別労働力率 (昭和 60 年、平成 27 年、令和 2 年)



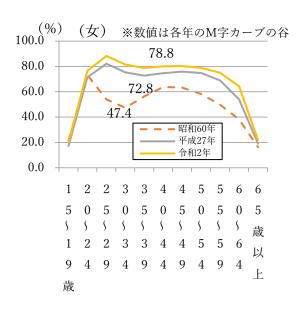


図 11 従業上の地位、男女別 15 歳以上雇用者数及び構成比(平成 27 年、令和 2 年)

	雇用者数(人)							
		平成27年			令和2年			
男女								
	雇用者	正規の職員・ 従業員	労働者派遣 事業所の 派遣社員	パート・ アルバイト・ その他	雇用者	正規の職員・ 従業員	労働者派遣 事業所の 派遣社員	パート・ アルバイト・ その他
総数	816, 293	510, 565	35, 288	270, 440	858, 666	555, 466	34, 912	268, 288
男	417, 878	326, 312	12, 833	78, 733	425, 192	337, 084	12, 412	75, 696
女	398, 415	184, 253	22, 455	191, 707	433, 474	218, 382	22, 500	192, 592
				構成比(%) 注)			
		平成	27年			令和	2年	
男女								
	雇用者	正規の職員・ 従業員	労働者派遣 事業所の 派遣社員	バート・ アルバイト・ その他	雇用者	正規の職員・ 従業員	労働者派遣 事業所の 派遣社員	パート・ アルバイト・ その他
総数	100.0	62. 5	4. 3	33. 1	100.0	64. 7	4. 1	31. 2
男	100.0	78. 1	3. 1	18.8	100.0	79. 3	2. 9	17.8
女	100.0	46. 2	5. 6	48. 1	100.0	50. 4	5. 2	44. 4

注) 構成比は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100.0にならない場合もある。

資料:大阪市計画調整局「令和2年国勢調査<就業状態等基本集計結果(大阪市)>」

図 12 子供の有無、夫婦の就業・非就業別夫婦のいる一般世帯数の構成比 (平成 27 年、令和 2 年)

		総数	夫が 就業者	妻が 就業者	妻が 非就業者
平	総数	100.0	75.0	46. 0	29. 0
% 2 ~ 7	子供があり	100.0	85. 5	51.8	33. 7
年	子供がなし	100.0	61.4	38. 5	22. 9
令和2年	総数	100.0	76. 9	51. 7	25. 2
	子供があり	100.0	86.4	58. 3	28. 1
	子供がなし	100.0	65. 2	43. 6	21.6
ポ	総数	100.0	1.9	5. 7	△ 3.8
ィ変ン化	子供があり	100.0	0.9	6. 5	△ 5.6
<u>۲</u>	子供がなし	100.0	3.8	5. 1	△ 1.3

- 1) 「不詳」を除いて算出している。
- 2) 構成比は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100.0にならない場合もある。

資料:大阪市計画調整局「令和2年国勢調査<就業状態等基本集計結果(大阪市)>」

人口・世帯等の社会状況からみる課題

- ・ 大阪市の将来推計人口によると、今後、高齢者人口(65歳以上)が増加する一方、年少人口(0~14歳)は減少する少子高齢化が進展するものと見込まれており、直近の人口動態をみると、出生数は平成27年以降減少し続けています。
- 市内 24 区の状況をみると、中心部はマンション建設が続く等により人口増加がみられますが、一方で人口が減少している区もあり、区ごとに課題が異なる状況となっています。
- 直近の年齢別転入・転出数をみると、本市では、30代後半の子育て世帯層が多く転出していると考えられることから、子育て世帯にとって子育てしやすいまち、子育てしたいと思えるまちにしていくことが重要です。
- また、近年は外国人住民数が顕著に増加しており、文化的・歴史的背景が異なる中、多様化する課題やニーズに適切に対応していく必要があります。
- ・ 労働力状態をみると、男女ともに全ての年齢階級で労働力が上昇しており、女性については、いわゆる M 字カーブの底が上昇しています。合わせて、夫婦の労働力をみると、「子供があり」で夫婦ともに就業者である共働き世帯が増加しており、多様なライフスタイルで子育てできる保育サービスの充実が求められる状況となっています。

(2) こども・若者を取り巻く状況

~各調査データより~

① こどもの貧困

令和5年度に実施した「大阪市子どもの生活に関する実態調査」によると、相対的貧困率は、小5・中2のいる世帯で15.0%、5歳児のいる世帯で15.1%となっています。

収入の状況について、小5・中2のいる世帯では、「わからない・無回答」を除いて、ふたり親世帯は500万円から600万円未満の世帯が最も多いのに対し、父子世帯は300万円から400万円未満、母子世帯は200万円未満の世帯が最も多くなっています。

学習理解度について、小5・中2のいる世帯では、困窮度が高くなるにつれ、「よくわかる」と回答した割合が低くなっています。

こども食堂などの利用状況について、小5のいる世帯では 12.3%、中2のいる世帯では 7.8%が「利用したことがある」と回答しています。

図● 本市における相対的貧困率

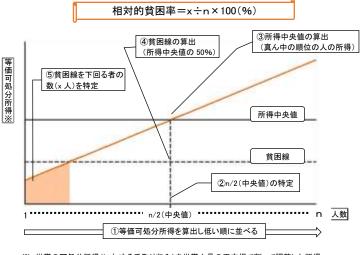
相対的貧困とは

属する社会における平均的な生活水準よりも、 相対的に低い所得水準にあること。

厚生労働省の国民生活基礎調査では、等価 可処分所得中央値の半分の額を下回る所得 しか得ていない者の割合を相対的貧困率とし ています。

. <u>. 6 . 9 </u>		
	貧困線	相対的 貧困率
小5・中2の	133 万円	15.0%
いる世帯	(119 万円)	(15.2%)
5歳児の	140 万円	15.1%
いる世帯	(119 万円)	(11.8%)

令和5年度実態調査の結果 (平成28年度実態調査の結果)



※ 世帯の可処分所得(いわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得

図 13 世帯構成別に見た、収入の状況(小5・中2のいる世帯)

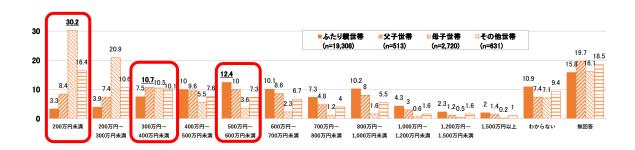


図 14 困窮度別に見た学習理解度 (小5・中2のいる世帯)

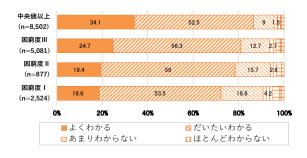
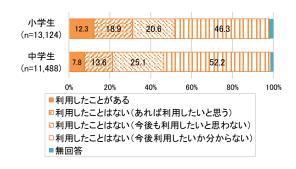


図 15 こども食堂などの利用状況 (小5・中2のいる世帯)



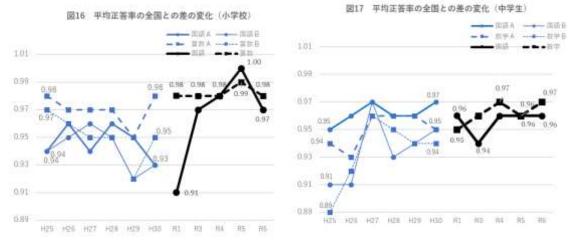
資料:大阪市子どもの生活に関する実態調査(令和5年)

② 学力

各年度の全国学力・学習状況調査において、全体として改善傾向にありますが、依然として全国水準に達していません。(図 16・17)

A問題:主として「知識」に関する問題、B問題:主として「活用」に関する問題

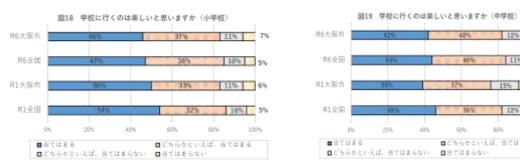
- % 令和元年度より一体的に出題する形になったため、令和元年度より $A \cdot B$ の区分なし
- ※ 全国の平均正答率を1としたときの大阪市の割合を「対全国比」として表示
- ※ 令和2年度調査は新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響を考慮し実施せず



資料:各年度「全国学力・学習状況調査」

(3) 規範意識・社会性

令和6年度全国学力・学習状況調査において、「学校に行くのは楽しい」と答えた割合が 小学校・中学校ともに全国平均より低い傾向にあります。(図 18・19)

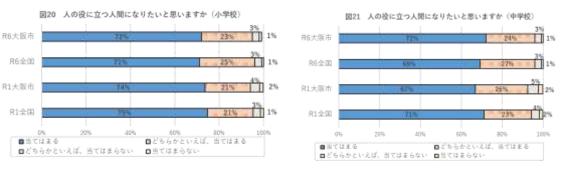


資料:各年度「全国学力・学習状況調査|

40% 12% 6%

■どちらかといえば、当てはまる

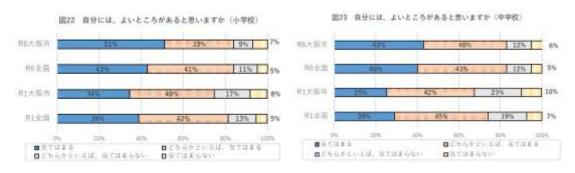
また、令和6年度全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたい」に「当てはまる」と答えた割合は、小学校・中学校ともに全国平均を上回った。(図 20・21)



資料:各年度「全国学力・学習状況調査|

4 自己肯定感

令和6年度全国学力・学習状況調査において、「自分によいところがあると思う」と答えた割合は、小学校・中学校ともに令和元年度調査結果より高くなっており、全国平均と大差ない結果となっている。(図 22・23)



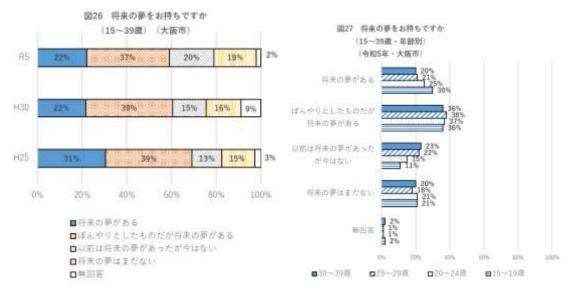
資料:各年度「全国学力・学習状況調査」

また、「将来の夢や目標を持っている」と答えたこどもの割合は、小学校・中学校ともに 令和元年度調査より低くなっています(全国も同傾向)。(図 24・25)



資料:各年度「全国学力・学習状況調査|

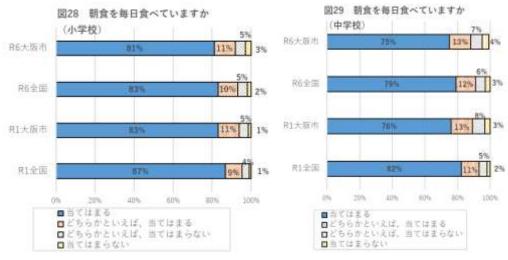
市内在住の 15 歳から 39 歳までの若者に対し、大阪市が平成 25 年、平成 30 年、令和 5年に行った調査では、平成 25年と比べ、令和 5年は「将来の夢がある」「ぼんやりとしたものだが将来の夢がある」と答えた若者の割合が低くなっており、「以前は将来の夢があったが今はない」と答えた若者の割合が高くなっています。(図 26・27)



資料:各年度「大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査|

⑤ 基本的生活習慣

令和6年度全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と答えた割合は、 全国・大阪市ともに令和元年度より低くなっており、大阪市においては全国平均より低い傾向にあります。(図28・29)



資料:各年度「全国学力・学習状況調査|

⑥ いじめ・不登校

いじめの認知は、学校における認知が進んだ結果、大阪市の小学校における認知件数は増加傾向にあり、児童生徒 1000 人あたりの比率については、全国、大阪府よりも高くなっています。なお、中学校については、全国、大阪府より低い比率なっています。(図 30・31)





※ 棒グラフは件数、折れ線グラフは 1000 人あたりの比率

資料:大阪市教育委員会事務局調べ

また、大阪市における不登校児童の在籍比率は年々伸びており、中学校では全国、大阪府と比べ、高い数値となっています。(図 32・33)



※ 棒グラフは人数、折れ線グラフは在籍比率



資料:大阪市教育委員会事務局調べ

⑦ ヤングケアラー

令和3年度の大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査の結果によると、全体の16.3%の生徒に、ケアを要する家族(介護、手伝い、精神的サポートが必要な人)がいることがわかりました。そのうち、自分自身が介護、手伝い、サポートをしている生徒をヤングケアラーとみなした場合、ヤングケアラーの存在割合は全体の約9.1%となることがわかりました。(図34)

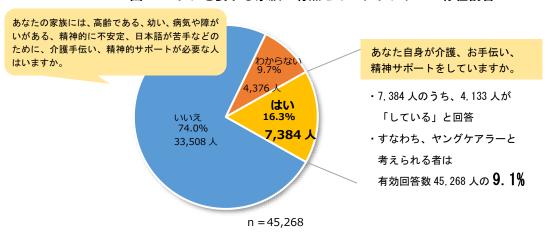
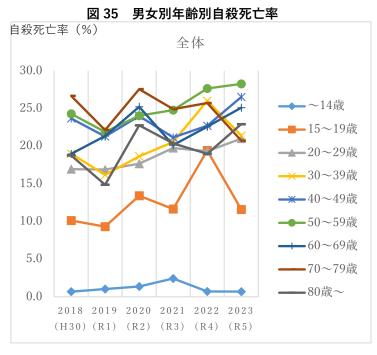


図 34 ケアを要する家族の有無とヤングケアラーの存在割合

⑧ こども・若者の自殺の状況

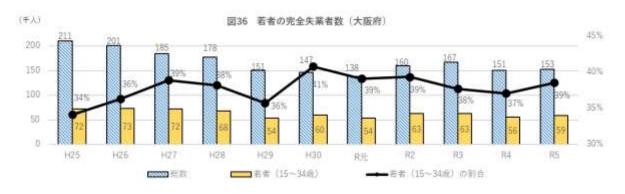
過去 5 年間をみると、全体の自殺率は増加しており、特に $15\sim19$ 歳の若者の自殺死亡率については令和 5 年度は減少しているものの、おおむね増加傾向にあります。(図 35)



資料:人口動態統計より

9 若者の就労

大阪府の完全失業者数の割合を見ると、約4割が若者(15~34歳)となっています。また、令和4年の就業構造基本調査の結果を見ると、20~24歳の離職率は下がったものの、15~19歳、25~29歳の離職率が上がっています。(図 $36\cdot37$)



資料:大阪の就業状況(大阪府総務部)



資料: 就業構造基本調査 (大阪市計画調整局) を基に作成

~大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査(15~39歳)より~

大阪市では、本計画の策定に向けて、令和 5 年に若者がおかれている状況や今後の展望を 把握するため、若者の生活実態や将来の生活設計に関する意識調査を実施しました。なお、 同様の調査を平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年にも実施しています。

	大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査				
\	市内在住の 15 歳から 39 歳までの若者				
対象者	5,000 人				
調査方法	調査対象者に調査票を郵送により配付し、郵送及び WEB 併用で回収				
調査期間	R5.11.30 ~ R5.12.27				
回答状況	有効回答数 2,655 人				
	(有効回答率 22.1%)				

[※] きょうだいで抽出された家庭については、複数の調査票が届かないよう調査票送付数を調整

① 情報入手時によく利用するもの

「情報入手時によく利用するもの」は、平成30年調査と比べると、「テレビ・ラジオ」と「パソコン」の割合が低くなり、「携帯電話・スマートフォン」の割合が高くなっています。 (図61)

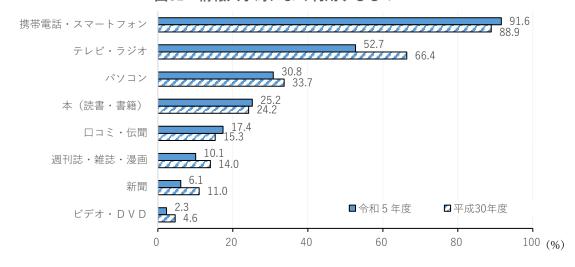
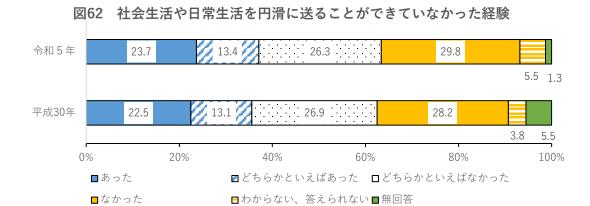


図61 情報入手時によく利用するもの

② 社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験

「社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験」は、平成 30 年調査と 比べると、「あった」と「どちらかといえばあった」をあわせた『経験があった』の割合が 高くなっています。(図 62)



令和5年調査で、社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験があると回答した人に、その最大の原因についてたずねると、「その他」、「わからない」以外では「不登校」が最も多く、次いで「ニート」、「ひきこもり」となっています。(図63)

図63 社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった最大の原因



③ 学校や仕事以外で参加している活動

現在又はこの1年以内に、学校や仕事以外で参加している活動については、平成30年調査と比べると、「何もしたことがない」の割合が高くなっています。(図64)

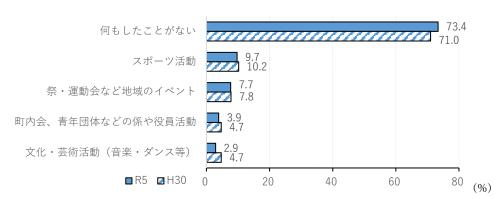


図64 学校や仕事以外で参加している活動(上位5項目)

④ 社会や地域の人のために役に立ちたいと思うか

「社会や地域の人のために役に立ちたいと思うか」については、平成30年調査の結果と 比べると、「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた『そう思う』の割合が低くなってい ます。(図65)



図65 社会や地域の人のために役に立ちたいと思うか

⑤ 職業に対する考え

「職業に対する考え」は、平成30年調査と比べると、「私生活を犠牲にしてまで、仕事に打ち込むつもりはない」の割合が8.2ポイント高く、「働かないで暮らしていけるだけのお金があれば働かずに暮らしたい」の割合が8.9ポイント高くなっています。(図66)

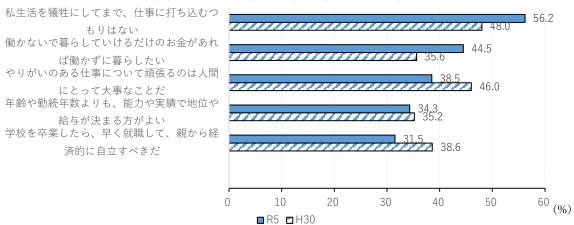
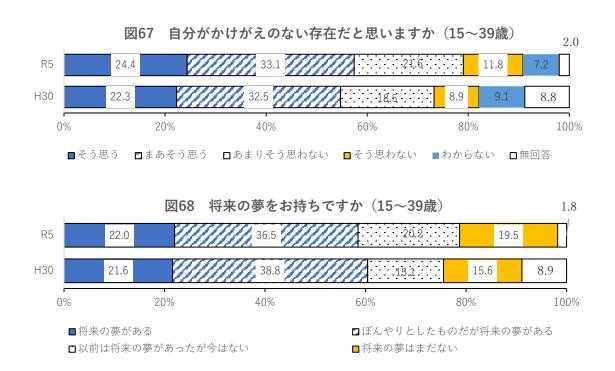


図66 職業に対する考え(上位5項目)

6 自己肯定感

「自分がかけがえのない存在だと思うか」については、平成30年調査と比べると、「そう思う」「まあそう思う」の割合が高くなっています。(図67)

将来の夢の有無については、平成30年調査と比べると、「将来の夢がある」「ぼんやりとしたものだが将来の夢がある」をあわせての『将来の夢がある』の割合が低くなっています。



⑦ 将来ずっと大阪市に住んでいたいか

「将来ずっと大阪市に住んでいたいか」については、平成30年調査と比べると、「住んでいたい」「移り住みたい」の割合が低くなり、「わからない」が高くなっています。(図67)

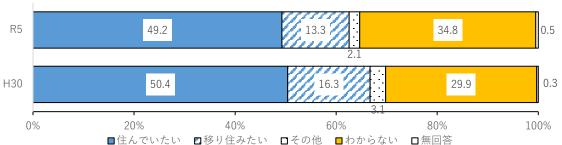


図69 将来ずっと大阪市に住んでいたいか

こども・若者を取り巻く状況からみる課題

- ・ 子どもの生活に関する実態調査の結果をみると、6~7人に I 人のこどもが平均的な生活 水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあり依然として厳しい状況にあるため、こど もの貧困の解消に向けて取組を進めていく必要があります。
- 全国学力・学習状況調査の結果をみると、本市のこどもたちの自己有用感や自己肯定感 は、改善傾向にあるものの、全国平均を下回っている状況にあります。また、不登校数につい ては、全国同様、小学校・中学校ともに増加傾向となっており、まずは、学校に行くのが楽し いと思えるような、安全・安心な教育の推進が求められます。
- ・ ヤングケアラー(家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められることが・若者)の中には、本人や家族に自覚がない場合もあるため、ヤングケアラー支援の周知・啓発、安心して話せる環境の整備とともに、ヤングケアラーのケア負担を軽減するための支援を推進する必要があります。
- ・ 本市の自殺の現状を見ると、全体的に増加傾向となっています。特に、20歳未満の若年層においては、令和4年度に突出して増加するなど、その動向を注視する必要がある状況となっており、こども・若者の自殺対策を継続的に推進していく必要があります。
- ・ 若者意識調査によると、インターネットサービスやスマートフォンの普及など、取り巻く環境に変化が生じているとともに、若者の働く目的や職業に対する考えにも変化が生じていることがわかります。また、若者の就労状況をみると、失業者の約4割を若者が占めており、15~19歳、25~29歳の離職率が高い傾向にあります。このような若者を取り巻く状況から、進学や就職、人間関係など、社会参加に悩みや不安を抱える若者に対しては、将来に夢や希望を持って社会と関われるよう、一人ひとりの環境や個性、適性に応じた個別的・継続的・包括的な支援が求められます。
- ・ こども・若者を取り巻く課題には、何よりもこども・若者の視点で、こども・若者の権利を保障 し、健やかな成長を社会全体で後押しする必要があります。そのためには、こども・若者の意 見を聞き、対話しながら、ともに取組を進めていく必要があります。

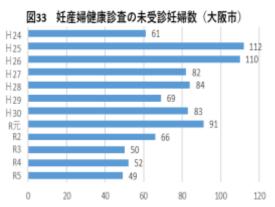
(3) 子育てに関する状況

~各調査データより~

① 未受診妊婦

大阪市における未受診妊婦数は、平成 25 年の 112 人をピークに、年によって増減を繰り返しながらも減少傾向となっています。

大阪府調査では、未受診の理由は、全体では「知識の欠如」が最も多く、次いで「妊娠への認識の甘さ」「経済的な問題」が多くなっています。10歳代妊産婦については、「知識の欠如」に次いで、家族に言えずどうしていいのかわからなかったなど「妊娠事実の受容困難」が高くなっています。(図 33・34)



資料:大阪府「未受診や飛込みによる出産等実態調査」

(令和5年度)※大阪市内訳別途確認

40.0(%)38.9 ■全体 30.0 26.0 ■10代妊産婦 22.2 18.2 17.8 20.0 9.5 5.4, 10.0 2.8 0.0 多忙 知識の欠如 妊娠への認識の甘さ 妊娠事実の受容困難 社会的孤立 家庭事情 受診機会の消失

図34 全体と10歳代妊産婦の未受診の理由(大阪府)

資料:大阪府「未受診や飛込みによる出産等実態調査」 (令和5年度)

② 待機児童

待機児童数は年々減少し、令和6年4月1日時点では2人となっている。一方で、利用保留児童については、令和4年に一旦減少したものの、令和5年・令和6年は再び増加傾向となっています。(図35)



資料:大阪市こども青少局調べ

③ 児童虐待

大阪市こども相談センターで対応した児童虐待相談件数は平成30年度以降概ね横ばい状態にあり、令和5年度で6,293件となっています。(図36)



(注) 平成29年度の虐待相談件数の減少は、原生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

資料:大阪市こども青少年局調べ

全国的な調査結果では、こどもの生命が奪われるといった重大な児童虐待が毎年発生しています。(図 37)

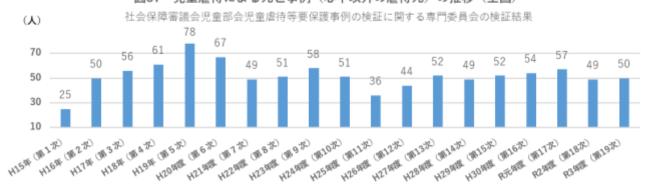


図37 児童虐待による死亡事例(心中以外の虐待死)の推移(全国)

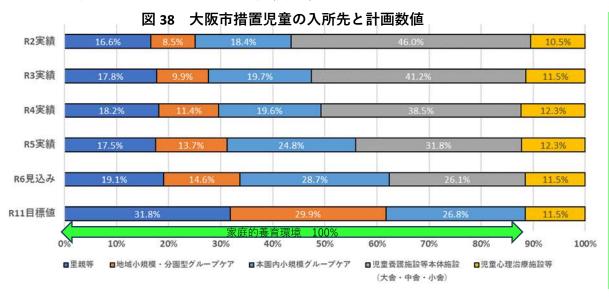
資料:令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料(厚生労働省)

なお、検証結果によると、図37の死亡事例について、次のような状況がみられます。

- ・ 0 歳児の割合が 48.0%、中でも月齢 0 か月の割合が 25.0%になっており、さらに 3 歳未満の割合が 62.0%を占めている。
- ・加害者の割合は実母が40.0%で最も多い。
- ・母体側の問題として、予期しない妊娠/計画していない妊娠が32.0%、妊婦健康診査未受診の状況が28%となっている。

④ 社会的養護

大阪市社会的養育推進計画にもとづき、里親等委託の推進とともに施設養育において家庭的な養育環境の整備をすすめています。(図38)



- 里親等・・・里親、ファミリーホーム
- 地域小規模・分園型グループケア・・・地域小規模児童養護施設、児童養護施設分園、乳児院分園
- 本園内小規模グループケア・・・児童養護施設本園、乳児院本園
- 児童養護施設等本体施設 (大舎・中舎・小舎)・・・児童養護施設本園、乳児院本園
- □ 児童心理治療施設等・・・児童心理治療施設、児童自立支援施設

資料:大阪市こども青少局調べ

④ こどもの犯罪・交通事故

刑法犯少年の検挙・補導人員は、令和3年以降増加に転じています。(図39)

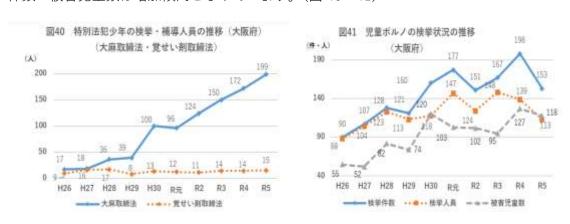


区分		令和元	R2	R3	R4	R5
刑法犯少年の検挙・補導人員		2,556	2,313	1,974	2,188	2,753
	犯罪少年(14 歳以上)	2,089	1,922	1,594	1,677	2,054
	触法少年(14 歳未満)	467	391	380	511	699
少年の占める割合		15.9	15.1	14.1	15.2	16.7

犯罪少年:犯罪行為をした 14 歳以上の少年 触法少年:刑罰法令にふれる行為をした 14 歳未満の少年 少年の占める割合:刑法犯で検挙(成人を含む)又は補導した人員のうち、少年の占める割合

資料:大阪の少年非行(大阪府警)

大麻取締法・覚せい剤取締法違反により検挙・補導された少年の数及び児童ポルノの検挙 件数・被害児童数は増加傾向となっています。(図 40・41)



資料:大阪の少年非行(大阪府警)

大阪府におけるこども(15歳以下でかつ中学生以下)の交通事故発生件数については、減少傾向にあります。(図 42)



資料:大阪の交通白書(令和5年版)(大阪府警)

~大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査より~

大阪市では、本計画の策定に向けて、令和5年にこども・子育て支援などに関する施策の必要量や施策に対する意向を把握するため、就学前児童、就学児童の保護者を対象とする調査を実施しました。

かお	同様の調査を平成 20 年	亚成 25 年	平成30年にも実施しています。
はわい		T-11X, Z:) ++,	十八 30 牛にも 天凧していまり。

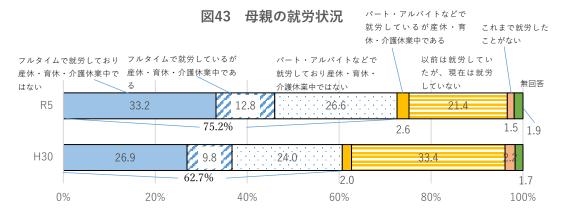
	大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査		
	就学前児童用	就学児童用	
	市内在住の0~5歳児の保護者	市内在住の小学校1年生~3年生の保護者	
対象者	48,000 人	12,000 人	
	調査票送付数 46,693 通※	調査票送付数 11,913 通※	
調査方法	調査対象者に調査票を郵送により配付し、郵送及び WEB 併用で回収		
調査期間	R5.11.30 ~ R5.12.27		
同饮伴汩	有効回答数 20,583 人	有効回答数 5,262 人	
回答状況	(有効回答率 44.1%)	(有効回答率 44.2%)	

[※] きょうだいで抽出された家庭については、複数の調査票が届かないよう調査票送付数を調整

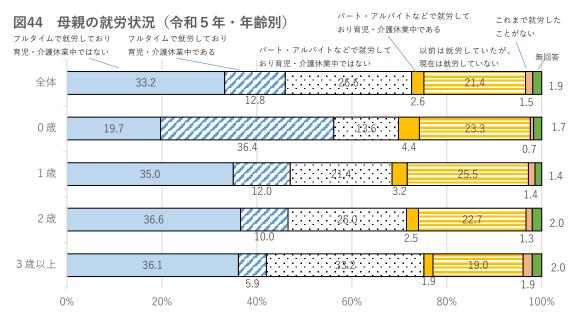
≪大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童)概要≫

① 母親の就労状況

母親の就労状況は、平成 30 年調査と比べると、フルタイム、パート・アルバイトなど就労 (育児・介護休業中を含む) している割合が高くなっています。(平成 30 年:62.7%、令和 5 年:75.2%) (図 43)

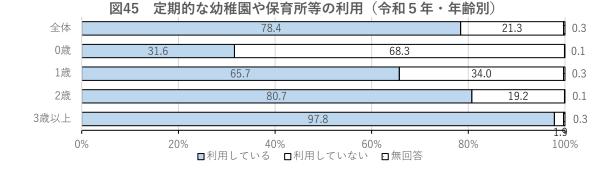


令和5年調査における母親の就労状況をこどもの年齢別にみたとき、「フルタイムで就労しているが産休・育休・介護休業中である」の割合は0歳(36.4%)で最も高くなっています。(図44)



② 定期的な幼稚園や保育所等の利用

定期的な幼稚園や保育所等の利用については、平成 30 年調査と比べると、利用している割合は、全体で 5.6 ポイント高くなり、 0 歳で 3.5 ポイント、1 歳で 10.8 ポイント、2 歳で 11.8 ポイント高くなっています。(図 $45\cdot 46$)



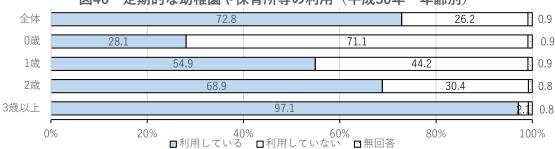
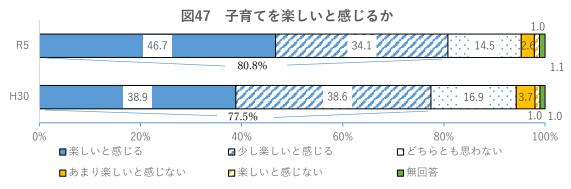


図46 定期的な幼稚園や保育所等の利用(平成30年・年齢別)

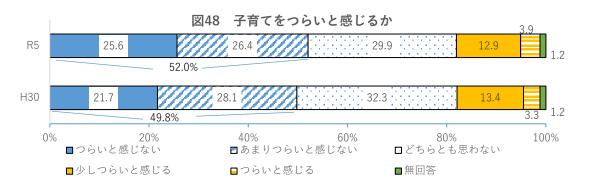
③ 子育ての楽しさや負担感

「子育てを楽しいと感じるか」という質問に対して、「楽しいと感じる」「少し楽しいと感じる」と回答した保護者の割合は、平成30年調査(77.5%)と比べ、令和5年調査(80.8%)

は高くなっています。(図 47)

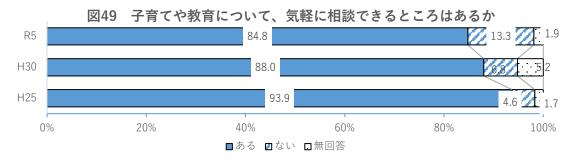


「子育てをつらいと感じるか」という質問に対して、「どちらとも思わない」が最も多く、「つらいと感じない」「あまりつらいと感じない」をあわせた『つらいと感じない』と回答した保護者の割合は、平成30年調査(49.8%)と比べ、令和5年調査(52.0%)は2.2高くなっています。(図48)



④ 子育てや教育についての相談先

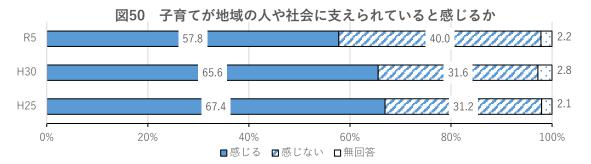
「子育てや教育について、気軽に相談できるところはあるか」という質問に対して、「ある」と回答した保護者の割合は、平成 25 年調査、平成 30 年調査と比べ、徐々に低くなっています。(図 49)



⑤ 子育てに対する地域の人や社会からの支え

「子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか」という質問に対して、「感じる」と回答した保護者の割合は、平成 25 年調査、平成 30 年調査と比べ低くなっていま

す。(図50)



⑥ 保護者自身に関する悩み

「保護者自身に関する悩み」は、過去の調査と比べ、令和5年調査では、「子育てにかかる出費がかさむこと」などの割合が高くなっています。(図51)

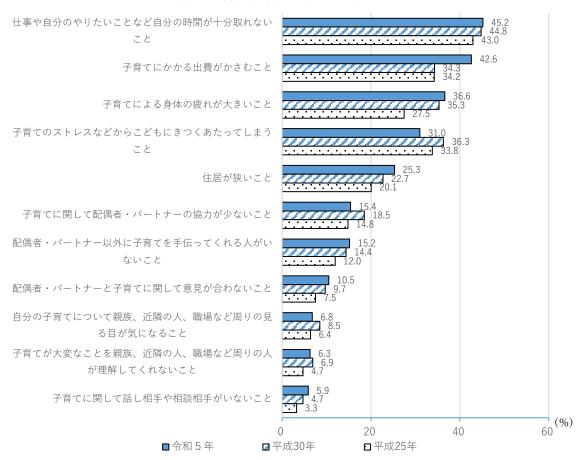


図51 保護者自身に関する悩み

⑦ こどもとの外出時に困ること

「こどもとの外出時に困ること」は、過去の調査と比べると、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」などの割合が低くなっている一方、「自動車の通行が多

いにもかかわらず歩道や信号がない道路が心配」の割合が高くなっています。(図 52)

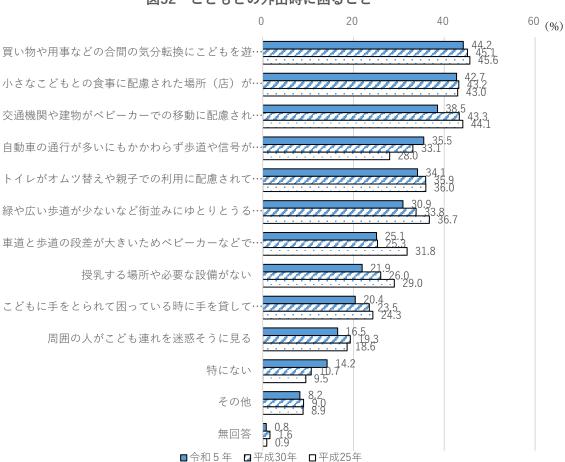
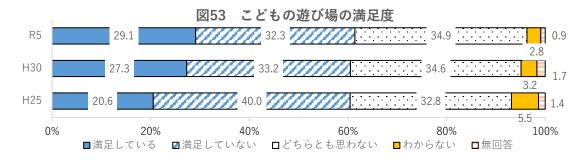


図52 こどもとの外出時に困ること

8 こどもの遊び場の満足度

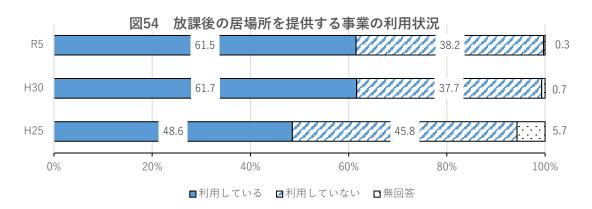
こどもの遊び場の満足度は、平成 25 年調査、平成 30 年調査と比べると、「満足している」 と答えた保護者の割合が高くなっています。(図 53)



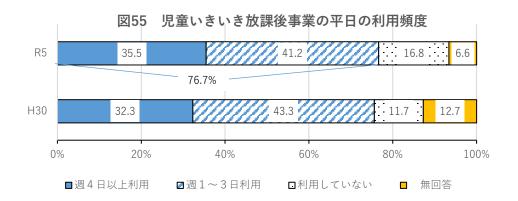
≪大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査(就学児童)概要≫

① 放課後の居場所を提供する事業

「放課後の居場所を提供する事業の利用状況」は、平成 25 年調査と比べると、「利用している」の割合が高くなっていますが、平成 30 年調査と比べると、大きな差は見られません。 (図 54)



「児童いきいき放課後事業の平日の利用頻度」は、「週 1~3日利用」「週4日以上利用」をあわせた『利用している』割合が76.7%となっており、平成30年調査と比べると、「週4日以上利用」が3.2ポイント高くなっています。(図55)



「放課後の居場所を提供する事業を利用している理由」は、平成 25 年調査、平成 30 年調査と比べると、「現在就労している」が年々高くなっており、「大人がみてくれているところで遊ばせたい」は平成 30 年調査から 4.4 ポイント高くなっています。(図 56)

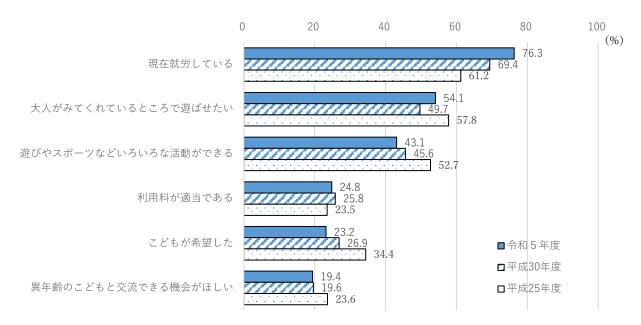


図56 放課後の居場所を提供する事業を利用している理由(上位6項目)

「放課後の居場所を提供する事業を行う事業者に希望すること」は、「特になし」が 42.9% で最も多く、希望することがある人では「習い事 (英語や習字など)」が 29.6%で最も多く、次いで「おやつなど補食の提供」が 21.2%、「指導内容を工夫する」が 14.2 と、年々高くなっています。(図 57)

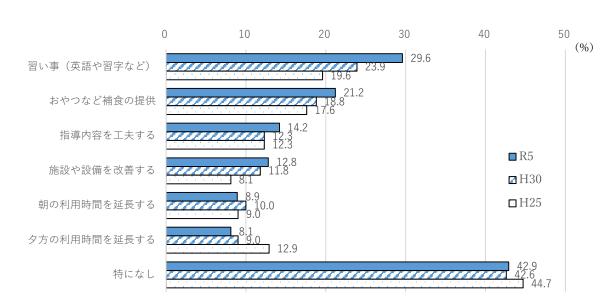
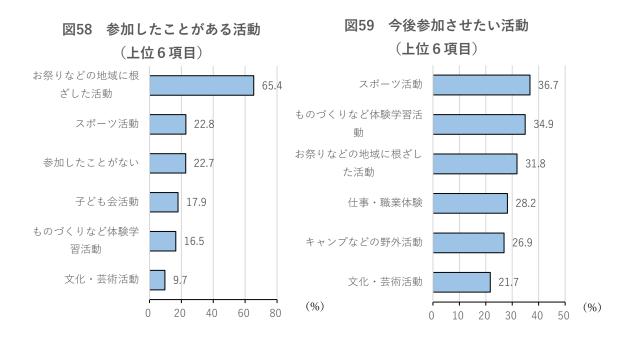


図 57 事業者に希望すること(上位 6 項目)

② 地域のグループ活動やイベントへの参加状況

「参加したことがある活動」では「お祭り(盆踊りや区民まつり)などの地域に根ざした活動」が最も多く、「今後活動させたい活動」では「スポーツ活動」が最も多くなっています。(図 58・59)



③ こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか

「こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか」については、平成 25 年調査、平成 30 年調査と比べ、「わからない」と「感じない」の割合が高くなり、「感じる」の割合が低くなっています。(図 60)

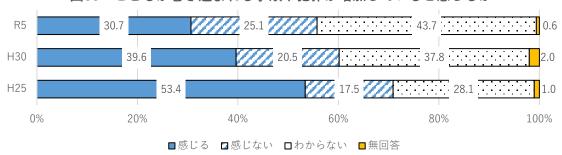


図60 こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか

子育てを取り巻く状況からみる課題

- 未受診妊婦数は減少傾向であるものの、未受診の理由として「知識の欠如」が最も多く、また、10歳代の妊産婦については「妊娠事実の受容困難」が多くなっていることから、妊娠に関する知識・情報や相談先があることを広く知ってもらう必要があります。
- ・これまで、待機児童の解消に向け、保育所等の整備等に計画的に取り組んできたことにより、 待機児童数は年々減少していますが、利用保留数は増加しています。ニーズ調査の結果では、 就労している母親が増え、また、就学前児童の定期的な保育所等の利用がすべての年齢で 増加しており、今後も当面は保育ニーズの増加が見込まれます。そのため、引き続き保育所整 備等により入所枠の確保を進める必要があるとともに、必要な保育士を確保し、利用するこど もの健康の保持・増進や、安全で安心な保育の提供に取り組むなど、保育の質を確保してい く必要があります。
- ・大阪市では概ね横ばい状態にありますが、全国的に児童相談所への虐待相談件数は増加の 一途をたどっています。重大な児童虐待をはじめとして、あらゆる児童虐待を未然に防止する ことが何よりも大切であり、いざという時には可能な限り早い段階で発見し、迅速かつ適切に 対応するため、児童虐待の防止、早期発見の重要性について広く市民に啓発するとともに、福 祉・教育・保健・医療など、こどもを見守り児童虐待防止を願う多くの団体や関係者、市民が 協働して児童虐待防止に取組む必要があります。
- ・親の離婚や虐待など、さまざまな理由により家庭での養育が困難な状況にあるこどもについては、地域社会において家庭の機能を補い、こどもの養育を支える社会的養護の仕組みを充実していく必要があります。そのためには、より多くのこどもが里親やファミリーホームによる家庭養育を受けられる環境を整備することが求められます。また、児童養護施設等においては、被虐待児の割合が高く、こどもの状況に応じたきめ細やかな支援が求められるため、こどもの生活の場である施設機能を充実し、家庭における養育環境と同様の養育環境を実現するため、施設の小規模化等を計画的に推進していく必要があります。
- ・刑法犯少年の検挙・補導人員や大麻や覚せい剤の使用等により検挙・補導される少年が増 えており、児童ポルノの検挙件数が増加傾向であることから、家庭や保育所等、学校園、地 域、警察などが連携して、こどもや青少年を守る取組を強化し、安全・安心なまちづくりを推進 していく必要があります。
- ・ニーズ調査によると、こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じる保護者の割合 は減少している一方、大阪府におけるこどもの交通事故発生件数は近年増加傾向となってい るため、こども・若者の安全が守られ、犯罪の被害に遭わないための環境整備が必要です。
- ・前回のニーズ調査と比較すると、子育てを楽しいと感じる保護者の割合が増加している一方、 子育てが地域や社会に支えられていると感じる保護者の割合が減少しています。また、保護者 自身に関する悩みについては、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れな い」や「子育てにかかる出費がかさむ」等の割合が高くなっており、今後、子育てに経済的な 負担や孤立感を抱くことなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みを充実さ せることが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、次の「基本理念」を本計画の基本的な考え方とします。

こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することにより、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。

2 重視する視点

本計画の策定及び推進にあたって、次に掲げる8つの視点を重視します。

(1) こどもの視点を何よりも重視します

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視します。

(2) すべてのこども・若者と子育て当事者が対象です

一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援や、各家庭の状況に応じた個別支援など、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

(3) こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視します

すべてのこどもが適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達や自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられることを基本として、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの個性を大切にし、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

(4) こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、 各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふ まえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

(5) 長期的な視野に立って切れ目なく支援します

こども・若者は社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こども・若者の幸せな未来を志向し、乳幼児期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据え、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく長期的な視野から支援します。また、結婚、妊娠前から妊娠期、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します。

(6) 大阪市が持つ市民の力や多様な社会資源を最大限に生かします

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、従来から「人と人とのつながり」による住民相互の「声かけ」、「見守り」、「助けあい」、「支え合い」があり、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・若者をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多彩な社会資源が集積しています。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。

(7) 仕事と生活の調和を可能とする社会を実現します

企業や関係機関等と連携し、希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、自分らしく社会生活を送り、将来に見通しを持ち、希望と意欲に応じて活躍することができる社会を実現します。また、社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態でこどもと向き合い、子育てに伴う喜びを実感することができる社会を実現します。

(8) 社会総がかりでこども・若者をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・<u>若者</u>は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長し、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。また、貧困、虐待、いじめなど、こどもや若者を取り巻く様々な不安や課題を早期に発見・対応し、すべてのこども・若者を健やかにはぐくんでいくためにも、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が相互に協力しつつ、一体となって、社会総がかりで取り組んでいきます。

3 計画がめざす「大阪市のまち像」

本計画の「基本理念」のもと、最終的にめざすまちの状態として、「大阪市のまち像」を設定します。本計画では、この「大阪市のまち像」の達成をめざして、こども・青少年と子育て家庭を対象とした施策を実施します。

計画がめざす「大阪市のまち像」

「人が財産」であることに重点を置いたこども施策を精力的に推進し、『こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』

Ⅰ. 笑顔はじけるこども・若者が、夢をもち、未来を拓くまち

●すべてのこども・若者が健やかで心豊かに自立した個人として幸せな状態を実感しながら 成長できる

すべてのこども・若者の安全・安心が守られ、どのような家庭環境、経済状況にあっても、こども・若者が分け隔てなく大切にされ、夢を追い求めることができ、一人ひとりが多様な幸せ (ウェルビーイング) を実感することができる。

2. こども・若者、子育て当事者を、みんなで見守り、支え合うまち

●不安や課題を抱える子育て当事者を社会全体で支え、こども・若者が健やかに育つことができる

地域や学校・関係機関等が、密接にネットワークを形成し協働しながら、貧困、児童虐待、いじめ等を予防し、早期発見・対応する仕組みや、気づきを福祉等の適切な支援につなげる仕組み、当事者に寄り添ったプッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける仕組み、家庭での養育を受けることができないこども・若者を社会全体で支え、はぐくむ仕組みが整い、こども・若者が心身ともに健やかに育つことができる。

●安全が守られ、安心して、こども・若者が社会の中で生活を送ることができる

こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報や犯罪被害、事故などからこども・若者の安全を守る仕組みが整い、すべてのこども・若者が安心して社会の中で生活を送ることができる。

3. 子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

●身近なところで子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる 子育て当事者が地域で触れ合える機会をさらに充実させることにより、子育ての仲間が得られ、身近なところで相互に声をかけ合い、つながり、支え合い、出産や子育てに安心を感じることができる。また、デジタル技術の活用により、子育て当事者が、出産や子育て等の必要な情報に素早く簡単にアクセスし、様々な行政手続きをストレスなく行うことができるようになり、家

●自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる

庭の状況に応じて適切な支援を受けることができる。

経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだり、家庭内において育児負担が偏ることなく、希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができる。

4 施策の基本方向

「大阪市のまち像」を実現するために、5つの「基本方向」を設定し、その下に施策・事業を体系的にとりまとめ、取組を進めます。そして、「基本方向」ごとに「めざすべき目標像」とその達成状況を示す「はぐくみ指標」を設定します。

基本方向

めざすべき目標像

基本方向 | ~こどもの誕生前から乳幼児期まで~

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組み や環境を充実します。

自分にあったライフスタイルで、安心してこどもを生み、育てることができ、一人一人のこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、「こどもの育ち」を支援する仕組みや環境を充実します。

- 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る環境が整い、安 心して妊娠・出産することができる。
- 乳幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境が整い、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期までのこどもへの教育・保育内容が充実している。

基本方向2 ~学童期・思春期~

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

次代の大阪を担うこども・若者が、ありのままの自分を尊重しながら、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、夢や希望をもって未来を切り拓くことができる力をはぐくみます。また、こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、成長をサポートする環境を充実します。

- すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立した個人として 自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。
- こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、こども・若者 の成長を支える環境が整っている。

基本方向3 ~青年期~

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

次代の大阪を担う若者が、自分に自信をもち、互いに尊重しながら共に育ちあう中で、夢や希望をもって自らの個性と創造性を発揮しながら未来を切り拓き、自らの意思で、社会の一員としていきいきと幸せな状態で生活できるよう支援します。

- - 若者が何度でもチャレンジし、安心して社会とかかわり、自ら の意思で将来を選択することができるようサポートする仕組み が整っている。

基本方向4 すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

心身の状況、置かれた環境に関わらず、すべてのこども・若者が幸せな状態で、安全・安心な環境のもと成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

- 重大な児童虐待をはじめあらゆるこどもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや、虐待を受けたこどもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。
- さまざまな支援が必要なこども・若者に対し、すべてのライフステージにおいて、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制が整っている。
- こども・若者の声を聴き、その権利を保障し、人権や健全な育成環境を社会総がかりで守ることによって、こども・若者が健やかに成長する。

基本方向5 子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

自分にあったライフスタイルで、安 心と楽しさを感じながら、健康で自己 肯定感とゆとりを持ってこどもに向 き合うことができるよう、子育て支援 の仕組みや環境を充実します。

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担 感を抱くことなく、自己肯定感とゆとりをもって、安心してこど もと向き合い、育てることができる。
- 家庭内において育児負担が偏ることなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会の仕組みが整っている。

<はぐくみ指標>

「はぐくみ指標」は、広く市民に向けて、「めざすべき目標像」の計画最終年度(令和 11 年度)の達成状況をわかりやすく示すものであり、客観的に測定できるよう数値化した成果指標としています。

基本方向 | ~こどもの誕生から幼児期まで~

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組み や環境を充実します。

- 妊婦健康診査の受診率
- 「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合

基本方向2 ~学童期・思春期~

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

- 「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合
- 「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合
- 「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合

基本方向3 ~青年期~

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

- 「あなたは自分がかけがえのない存在だと思いますか」に対して、肯定的に回答する若者 の割合
- 「あなたは、将来こんなことがしたい、こんな人になりたい、こうなりたいという将来の 夢をお持ちですか」に対して、肯定的に回答する若者の割合

基本方向4 すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

- 「子育てのストレスなどからこどもにきつくあってしまう」と答える保護者の割合
- 社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合 (里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア)
- 「子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられている」と感じる保護者の割合

基本方向5 子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

- 子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合
- 母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合
- 「仕事と生活に調和が図られていると感じますか」に対して、肯定的に回答する若者 の割合

5 重点的に取り組む施策

本計画では、「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」とそれに関連する事業ごとの「施策指標」を設定します。そして、「施策指標」の数値の変化を確認しながら施策の効果を検証し、改善等を図ります。(第5章では参考に施策指標の現状値として令和5年度実績を掲載しています。)

本計画における「重点施策」は、次のとおりです。

1		妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実
2		こどもの健康や安全を守る仕組みの充実
3	+++1	乳幼児期の教育・保育内容の充実
4	基本方向1	待機児童を含む利用保留児童の解消
5		在宅等育児への支援
6		安全・安心な保育の提供
7		成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実
8		道徳心・社会性の育成
9	基本方向 2	学力の向上
10		健康や体力の保持増進
11		いじめへの対応
12		不登校等への対応
13	· 基本方向 3	自己の個性や適性を生かした進路開拓支援
14	基本刀凹 3	社会参加に困難を抱える若者への支援
15		児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり
16		里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進
17		こどもの貧困の解消に向けた取組の推進
18	基本方向4	障がいのあるこどもと家庭への支援
19		ヤングケアラー支援の推進
20		外国につながるこどもと家庭への支援
21		こどもの権利擁護の取組
22		子育てにかかる経済的負担の軽減
23	基本方向 5	ひとり親家庭への支援の充実
24		仕事と子育てをともに選択できる仕組みの充実

6 基本施策

「基本方向」ごとの基本施策は次のとおりです。

「基本方向」ごとの基本施策は次のとおりです。
基本方向1 ~こどもの誕生前から幼児期まで~
(1) 安心してこどもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実
施策1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します
施策2 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します
(2)多様な教育・保育サービスの充実
施策1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します
施策2 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等を充実します
施策3 保育の質を向上します
基本方向 2 ~学童期・思春期~
(1) こども・若者が自立して生きる力の育成
施策1 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します
施策2 社会で共に生きていく力を育成します
施策3 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します
施策4 健康や体力を保持増進する力を育成します
施策5 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します (2)こども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実
施策1 思春期のこども・若者の健康を守る取組を充実します 施策2 いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します
施策3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します
地域は、不見似乎の问题に週別に対応するは組みを光美しより 基本方向3 ~青年期~
(1) 若者の社会的自立や社会参加を支援する仕組みの充実
施策1 若者が自己の個性や適性を生かして進路を開拓できるよう支援します
施策2 社会的自立や社会参加に困難を抱える若者を支援する取組を充実します
(2) 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援
施策1 若者が自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します
基本方向 4
(1)虐待の被害からこども・若者を守る仕組みの充実
施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します
施策2 虐待を受けたこどもへの支援の仕組みを充実します
(2) 社会的養育を必要とするこども・若者の養育環境の充実
施策1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します
施策2 家庭支援及びこども・若者の自立支援の仕組みを充実します
(3) こどもや若者が抱える課題を解決するための仕組みの充実
施策1 こどもの貧困の解消に向けた取組を推進します
施策2 障がいのあるこどもと家庭への支援を充実します
施策3 長期にわたり療養を必要とするこどもと家庭への支援を充実します
施策4 外国につながるこどもと家庭への支援を充実します
施策 5 ヤングケアラーへの支援を推進します
施策 6 こども・若者の自殺対策 施策 7 こども・若者が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります
(4) こども・若者の健やかな成長を支える取組の推進
施策1 地域における多様な担い手を育成します
(5) こどもの権利を保障する取組の推進
施策 1 すべてのこども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進します
基本方向5
(1) 身近な地域における子育て当事者への支援の充実
施策1 子育て不安を軽減し誰もが安心して子育てできる取組を充実します
(2) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
施策1 子育てにかかる経済的負担を軽減します
(3) 家庭の状況に応じた子育て支援の充実
施策1 ひとり親家庭への支援を充実します
(4) こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
施策1 こどもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します
(5) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進
施策1 仕事と子育てをともに選択できる仕組みを充実します

第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画への記載事項として、「提供区域の設定」、「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定めるよう求められています。

1 提供区域の設定

基本指針において、就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めることとされています。大阪市における提供区域は、次のとおりです。なお、提供区域の設定については、行政区(24区)を基本としつつ、広域的な利用となっている事業については、市全域を提供区域としています。

	事業等	提供区域
就学育	前のこどもにかかる教育・保育(幼稚園・保育所・認定こども園・地域型係	(育事業)
1	1号認定 (3~5歳児、幼児期の学校教育のみ)	行政区
2	2号認定 (3~5歳児、保育の必要性あり)	行政区
3	3号認定(0~2歳児、保育の必要性あり)	行政区
地域	子ども・子育て支援事業	
1	延長保育事業(時間外保育事業)	行政区
2	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業	行政区
3	子どものショートステイ事業(子育て短期支援事業)	市全域
4	地域子育て支援拠点事業	行政区
5	一時預かり事業(幼稚園在園児対象)	行政区
6	一時預かり事業(幼稚園在園児以外対象)	行政区
	病児・病後児保育事業	
7	病児・病後児対応型	市全域
	体調不良児対応型	行政区
8	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	行政区
9	利用者支援事業	行政区
<i>J</i>	(基本型・地域子育て相談機関・特定型・こども家庭センター型)	11以区
10	妊婦健康診査	行政区
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
12	養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	市全域
13	実費徴収に係る補足給付事業(※)	_
14	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の	_
	利用支援事業(※)	
15	子育て世帯訪問事業(家事・育児訪問支援事業)	行政区
16	児童育成支援拠点事業	行政区
17	親子関係形成支援事業	行政区
18	妊婦等包括相談支援事業	行政区
19	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	行政区
20	産後ケア事業	行政区

^{※13・14}については、「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定める事業の対象外となっています。

2 各年度における量の見込みと提供体制の確保の内容

各年度における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容については、次のとおりです。なお、提供区域ごとの量の見込みと提供体制の確保の内容については、別冊資料に掲載しています。

就学前のこどもにかかる教育・保育(大阪市全体)

(単位:人)

				= = =		確保の内容			
			u) u)	量の見込み	<i></i>	教育・ 保育施設	地域型 保育事業	合計	
令		1号	13,198	幼稚園 利用	18,010	32,860		32,860	
和 7	2号	教育利用	4,812	児童計	10,010	32,000		32,800	
年	2 7	保育利用			32,492	35,981		35,981	
度		3号			27,394	26,469	3,500	29,969	
令 和 0		1号 教育利用	11,689 5,252	幼稚園 利用 児童計	16,941	32,656		32,656	
8 年	2号	保育利用			32,558	36,854		36,854	
度		3号			28,502	26,963	7,414	34,377	
令		1号	10,465	幼稚園 利用	16,171	32,455		32,455	
和 9	2号	教育利用	5,706	児童計	10,111	02,100		02,100	
年	2 3	保育利用			32,672	37,021		37,021	
度		3号			30,018	27,013	7,623	34,636	
令和		1号 教育利用	9,057 6,253	幼稚園 利用 児童計	15,310	32,261		32,261	
10	2号	保育利用		,	34,063	38,442		38,442	
度		3号			30,660	27,751	8,019	35,770	
令		1号	8,005	幼稚園 利用	14,888	32,074		32,074	
和 11	2号	教育利用	6,883	児童計	14,000	52,014		52,014	
年	2 7	保育利用			35,826	39,579		39,579	
度		3号			31,315	27,171	8,361	35,532	

^{※ 「2}号(教育利用)」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、 幼稚園を利用するこどものことです。「2号(保育利用)」は、それ以外のこどものことです。

(年齢別内訳)

量の見込み (単位:人)

	1号+2号(教育利用)				2号(保育利用)			3号				
	3歳	4歳	5 歳	計	3 歳	4 歳	5 歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和7年度	5,103	5,960	6,947	18,010	11,190	10,721	10,581	32,492	4,557	11,556	11,281	27,394
令和8年度	4,935	5,870	6,136	16,941	10,911	10,887	10,760	32,558	4,503	12,769	11,230	28,502
令和9年度	4,840	5,312	6,019	16,171	10,859	10,883	10,930	32,672	4,415	12,819	12,784	30,018
令和10年度	4,831	5,088	5,391	15,310	12,347	10,811	10,905	34,063	4,392	13,151	13,117	30,660
令和11年度	4,758	4,995	5,135	14,888	12,716	12,281	10,829	35,826	4,351	13,484	13,480	31,315

保育利用率 (単位:人)

1514 1-3 11 37 13	•							\ ' '-	_ , ,,
		2号(保育利用)			3号				
		3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和7年度		63%	60%	57%	60%	24%	67%	65%	51%
令和8年度		64%	62%	61%	62%	24%	68%	67%	52%
令和9年度		66%	65%	63%	64%	23%	69%	71%	54%
令和10年度		70%	67%	66%	67%	23%	70%	72%	55%
令和11年度		72%	70%	67%	70%	23%	72%	74%	56%

確保の内容 (単位:人)

	1号+2号(教育利用)				2号(保育利用)			3号				
	3歳	4歳	5 歳	計	3歳	4歳	5 歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和7年度	9,102	11,759	11,999	32,860	11,914	12,156	11,911	35,981	5,818	11,150	13,001	29,969
令和8年度	9,047	11,686	11,923	32,656	12,202	12,447	12,205	36,854	6,524	12,976	14,877	34,377
令和9年度	8,993	11,614	11,848	32,455	12,253	12,499	12,269	37,021	6,562	13,066	15,008	34,636
令和10年度	8,942	11,544	11,775	32,261	12,729	12,966	12,747	38,442	6,712	13,503	15,555	35,770
令和11年度	8,893	11,477	11,704	32,074	13,112	13,340	13,127	39,579	6,832	13,858	15,998	36,688

認定こども園への移行にかかる計画で定める数

認定こども園への移行促進のため、提供区域における特定教育・保育施設が供給する利用 定員数が量の見込みとして必要とされる利用定員数を超えていたとしても、次の範囲で認可・認定をすることができます。

(単位:人)

市全域での合計	1号	2号	3 号
印主場での言詞	948	1150	345

地域子ども・子育て支援事業(大阪市全体)

(1) 延長保育事業 (時間外保育事業)

【こども青少年局】

+1.4- f- t-A	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

近年の女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長に対するニーズが高まっていることから、就労と子育てなどを両立できる環境を整備します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	18,961	19,383	19,915	20,582	21,392
確保の内容	人	20,961	22,565	22,700	23,516	24,217

(2) 児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業

児童いきいき放課後事業

【こども青少年局】

11.4 F ItA	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢		0			

大阪市立小学校及び各地域との協力のもと、大阪市域内に居住する全ての小学生を対象として、放課後の安全・安心な「居場所」を提供し、小学校期における人間形成にとって大切な集団活動や異年齢との交流、並びに、主体的な遊びや学びの機会を通じて、児童自身がたくましく生きる力をはぐくめるよう、健全育成を図ります。

留守家庭児童対策事業

【こども青少年局】

+1.4- f- t-A	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢		0			

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、放課後に遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 低学年 確保の内容	人	33,641	33,145	32,531	31,833	30,709	
	人	33,641	33,145	32,531	31,833	30,709	
高学年	量の見込み	人	12,550	12,357	12,115	11,850	11,437
同子牛	確保の内容	人	12,550	12,357	12,115	11,850	11,437

※上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量

(留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 低学年 確保の内容	人	4,626	4,637	4,626	4,619	4,592	
	確保の内容	人	4,626	4,637	4,626	4,619	4,592
高学年	量の見込み	人	2,151	2,143	2,126	2,115	2,090
同子午	確保の内容	人	2,151	2,143	2,126	2,115	2,090

(3) 子どものショートステイ事業 (子育て短期支援事業)

【こども青少年局】

11.4 - 4	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、 1週間以内を原則とし宿泊を伴って児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して 子育てができる環境を整備します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	1,464	1,451	1,450	1,449	1,460
確保の内容	人日	1,464	1,451	1,450	1,449	1,460

(4) 地域子育て支援拠点事業

【こども青少年局】

11.45 F #\	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

地域子育て支援センター、つどいの広場において、保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会、地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	564,741	567,019	570,599	567,751	566,675
確保の内容	か所	170	176	176	176	176

(5) 一時預かり事業(幼稚園在園児対象)

【こども青少年局】

+14-4-4	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

保護者のニーズに応じて、幼稚園で教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を行います。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 1号認定 確保の内容	量の見込み	人日	434,217	384,604	344,266	298,010	263,332
	確保の内容	人日	434,217	384,604	344,266	298,010	263,332
2 号認定	量の見込み	人日	287,218	313,666	340,770	373,365	410,856
2 写彰处	確保の内容	人日	287,218	313,666	340,770	373,365	410,856

1号認定:幼稚園や認定こども園を利用する1号認定(相当)のこどもの不定期な利用

2号認定:保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用する

こどもの定期的な利用

(6) 一時預かり事業(幼稚園在園児以外対象)

【こども青少年局】

11.2. C- IIA	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

保護者の病気や仕事などにより、断続的又は緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	106,138	102,270	98,246	92,835	87,457
確保の内容	人日	106,138	102,270	98,246	92,835	87,457

(7) 病児・病後児保育事業

病児・病後児対応型

【こども青少年局】

114 - 4	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また、保護者の 仕事の都合等で、家庭で保育ができない場合にこどもを預かることで、仕事と子育ての両立 を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	47,015	46,721	46,837	46,942	47,375
確保の内容	人日	47,015	46,721	46,837	46,942	47,375

体調不良児対応型

【こども青少年局】

+1 <i>4</i> - <i>4</i> -14	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

保育所等に通所している児童がおり、保育中に微熱を出すなどの体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行うことで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	68,860	70,142	71,923	74,295	77,130
確保の内容	人日	59,284	70,142	71,923	74,295	77,130

(8) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)【こども青少年局】

+1 <i>4</i> - +1	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0	0			

子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行う ことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協働の子育て支援を 通じて、地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前	量の見込み	人日	24,785	24,565	24,547	24,533	24,722
	確保の内容	人日	24,785	24,565	24,547	24,533	24,722
学童期	量の見込み	人日	1,639	1,617	1,584	1,548	1,502
	確保の内容	人日	1,639	1,617	1,584	1,548	1,502
各区子ども・子育てプラザにて実施							

(9) 利用者支援事業(基本型・地域子育て相談機関・こども家庭センター型)

【こども青少年局】

1.1.42 150	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0	0			

基本型:こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

<u>地域子育で相談機関</u>:妊産婦、子育で世帯、こどもが気軽に相談できる子育で世帯の身近な相談機関を設置します。

<u>こども家庭センター型</u>:全ての妊産婦・子育て世帯、こどもに対して母子保健・児童福祉 双方の連携・協働し、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的 な支援を行います。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	か所	24	24	24	24	24
基本型	確保の内容	か所	24	24	24	24	24
地域子育で 相談機関 量の見込み 確保の内容	量の見込み	か所	25	50	75	100	125
	確保の内容	か所	25	50	75	100	125
こども家庭	量の見込み	か所	24	24	24	24	24
センター型	確保の内容	か所	24	24	24	24	24

(10) 妊婦健康診査

【こども青少年局】

+1 <i>4</i> - <i>4</i> -4	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な 受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、早期に対応す ることで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支 援します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
豊の日に 7.	人数	21,133	21,161	21,244	21,304	21,402	
量の見込み	健診回数	245,565	245,891	246,855	247,552	248,691	
	実施場所	協力の得られた医療機関・助産所					
確保の内容	実施体制(人)	_					
	検査項目		国の示す標準検査項目				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【こども青少年局】

+1.45 /T #A	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつの発症や児童虐待の可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人数	18,430	18,454	18,527	18,579	18,664
	実施場所	各区保健福祉センター				
確保の内容	実施体制(人)	_				
	委託団体等			委託事業者		

(12) 養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)

専門的家庭訪問支援事業

【こども青少年局】

+1.4- F-1tA	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産 師が継続的に訪問し養育支援を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人数	609	610	612	614	617
	実施場所	各区保健福祉センター				
確保の内容	実施体制(人)	_				
	委託団体等			委託事業者		

(13) 実費徴収に係る補足給付事業

【こども青少年局】

11.4 F ItA	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

幼稚園・保育所等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等については、市の定める保育料とは別に、各施設等が実費徴収を行いますが、生活保護世帯等のこどもの保護者を対象に費用の一部を給付します。また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に通う年収 360 蔓延未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降のこどもを対象に、給食費として徴収する費用のうち「副食費相当分」を月額4,500円まで無償化します。

(14) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 【こども青少年局】

11 A - L-	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業 (家事・育児訪問支援事業)

【こども青少年局】

114 -	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0	0	0		

子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援。支援の進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることで、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担軽減を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	5,682	5,614	5,556	5,491	5,422
確保の内容	人日	5,682	5,614	5,556	5,491	5,422

(16) あいりん児童健全育成事業(児童育成支援拠点事業)

【こども青少年局】

11 A 1- 1-10	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0	0	0		

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童等に対して、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	700	700	700	700	700
確保の内容	人日	700	700	700	700	700

(17) 親子関係形成支援事業

【こども青少年局】

11.4 F ItA	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	\circ	\circ	\circ		

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	159	160	162	162	163
確保の内容	人日	159	160	162	162	163

(18) 妊婦等包括相談支援事業

【こども青少年局】

+1.4- F-1tA	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

事業内容

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
皇	の見込み	□					
確保の内容	こども家庭センター						
唯体の内台	上記以外で業務委託						

(19) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

【こども青少年局】

+1 <i>4</i> - <i>4</i> -4	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

事業内容

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日					
確保の内容	人日					

(20) 産後ケア事業

【こども青少年局】

				_	
11 A T IIA	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	\circ				

事業内容

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日					
確保の内容	人日					

第5章 基本施策と個別の取組

基本方向1 ~こどもの誕生前から乳幼児期まで~ 安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長で きるよう支援する仕組みや環境を充実します。

自分にあったライフスタイルで、安心してこどもを生み、育てることができ、一人一人 のこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長する ことができるよう、「こどもの育ち」を支援する仕組みや環境を充実します。

少子化、核家族化等の社会の変化や、多様な就業形態、経済状況の変動等社会情勢の変化が、こどもの成長にさまざまな影響を与えていますが、こどもの誕生前から乳幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期となります。

乳幼児期は、多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、保育所等への就園状況が異なるなど、育ちの環境は様々ですが、その多様性を尊重しつつ、「子育て」だけでなく「こどもの育ち」にかかる質にも社会がしっかりと目を向け、こどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なくウェルビーイングの向上を図ることが重要です。乳幼児期にしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを切れ目なく支援する必要があります。

令和5年度に大阪市が実施したニーズ調査(就学前児童)では、平成25年、平成30年 調査と比べると、子育てや教育機関について気軽に相談できるところがあると回答する保 護者や、子育てが地域の人や社会に支えられていると感じる保護者の割合が減少しており、 安心してこどもを生み、育てられるように、こどもを社会全体で支え、はぐくむ仕組みを、 より身近な地域で充実していく必要があります。

めざすべき目標像

- 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る環境が整い、安心して妊娠・出産することができる。
- 乳幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境が整い、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期までのこどもへの教育・保育内容が充実している。

はぐくみ指標

指標項目	現状値	目標(令和 11 年度)
妊婦健康診査の受診率	83.7%	84.5%
「子育てや教育について、気軽に相談でき	84.8%	94%
るところがある」と答える保護者の割合	04.0 70	34 70

基本施策・施策

基本施策1 安心してこどもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実

施策1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します

【重点施策1】妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実

施策2 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します

【重点施策2】こどもの健康や安全を守る仕組みの充実

基本施策2 多様な教育・保育サービスの充実

施策1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します

施策2 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等を充実します

【重点施策3】待機児童を含む利用保留児童の解消

【重点施策4】在宅等育児への支援

施策3 保育の質を向上します

【重点施策5】安全・安心な保育の提供

基本施策1 安心してこどもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実

施策1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します

【重点施策1】妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実

001	(所管部署	(所管部署)					
取組名							
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
刈 家平断							
概要							
					現状	値(令和5年度)	
施策指標							

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 大阪市こども・子育て支援会議

平成 25 年 4 月に、大阪市におけるこども・子育で支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、こども・子育で支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「大阪市こども・子育で支援会議」(以下「支援会議」といいます。)を設置しています。なお、令和 6 年度から、こども基本法第 11 条に基づき、新たにこども・若者当事者を委員として委嘱しています。

(2) 庁内体制

○ 大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議

こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、平成 25 年 6 月に、全庁的な組織である「大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議」(以下「推進本部会議」といいます。)を設置しています。

◎ 大阪市自らの取組

平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、大阪市では、次世代育成支援に率先して取り組むため、事業者として平成 17 年 4 月に「大阪市特定事業主行動計画」を策定し、子育てに対する職場の理解を深めることを柱に、職員が安心してこどもを生み、育てやすい職場環境の実現に向けて取り組んできました。また、平成 22 年度から平成 26 年度は、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進等を新たな視点として追加した「後期行動計画」のもと、大阪市職員への仕事と家庭の両立支援に取り組んできたところです。

さらに、次世代育成支援対策推進法の 10 年間延長に伴い、継続して取組を進めていく中で、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、女性活躍推進法)」が制定されたことにより、女性の活躍の推進に関する取組内容を充実させた行動計画に改訂し、この間、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法の取組を両輪として進めてきました。

今後も、すべての職員が、この計画の趣旨を理解し、「ワーク・ライフ・バランス」の実現をめざして、取り組んでいきます。

2 計画の進捗管理及び検証・改善

(1) 検証・改善サイクル (PDCAサイクル) の確立

本計画を実効あるものとするため、施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)を確立していくことが重要です。

本計画では、「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」を設定し、その施策における「施策指標」を設定しています。

本計画における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容については、毎年度点検・評価します。また、その他の個別の事業については、本計画を実効あるものとするため、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

計画期間の中間年においては、目標や指標の達成状況に応じ、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、公開により開催する支援会議に報告し、委員のみなさまの ご意見をいただくとともに、大阪市のホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々 に周知できるように努めます。

3 社会・経済情勢の変化等への対応

大阪市の財政は、将来世代に負担を先送りしないため、「収支の範囲内で予算を組む」ことを原則とし、たゆみなく市政改革に取り組み、「収支の均衡」をめざしているものの、最も税収の多かった平成8年度決算と令和6年度予算を比較すると、生活保護費等の扶助費は約3.1倍、借金の返済のための公債費は約1.5倍に増加するなど、義務的な経費が高い伸びを示す一方で、税収については令和2年度以降増加傾向で推移しています。「今後の財政収支概算(粗い試算)[令和6年(2024年)2月版]」では、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増や0~2歳児の保育無償化に向けた取組などにより、今後10年間は収支不足が生じる見込みとなっており、今後の財政運営については、税収、金利・物価動向などの不確定要素が収支に大きな影響を与える可能性がある中、急激な環境変化にも対応できるよう、たゆみなく市政改革に取り組み、持続可能な財政構造を構築していく必要があります。

本計画の基本理念の実現に向けた各種事業の実施にあたっても、このような状況をふまえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に推進するよう努めます。

4 国・大阪府など関係機関との連携

本計画を進めるにあたり、国や大阪府などの関係機関との連携を図っていくことが重要です。

こども基本法において、国は、こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備その他の必要な措置を講ずることとされており、こども家庭庁に特別機関として設置されたこども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となってこども大綱を総合的に推進しています。こうした動向を的確に把握するとともに、必要に応じて他の市町村とも連携して適切な調整を図りながら、大阪市の各施策に反映していきます。

また、大阪府と情報交換を密にし、各種取組の相互補完により、効果的かつ効率的な施策の推進を図る必要があります。

とりわけ、待機児童、児童虐待、こどもの貧困への対策などを進めるうえで、大阪府さらには国との連携が不可欠であり、関係機関と一層連携し、施策の効果的・効率的な推進を図ります。

5 自律した自治体型の区政運営

急激な少子化・高齢化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、こども・子育て支援は、既婚や未婚、こどもの有無にかかわらず、世代を超えて大阪市に住み、働き、学ぶすべての人の将来にかかわる重要な課題です。また、こども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設や教育・保育施設、学校園、団体、企業等、社会全体で協働し、推進していく必要があります。

地域社会が抱える課題がより一層複雑・多様化・深刻化する中、社会全体で担うべき「公共」の役割はこれまで以上に拡大してきていますが、課題解決に向け、行政だけの対応では困難となってきているとともに、地域福祉を支えてきた地域団体においても、地域活動における担い手不足、縦割りによる地域の負担感等により「共助」が困難となる状況にあります。

大阪市では、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)を徹底して追求し、それまでの市民協働の取組を継承し、自主的な地域運営の仕組みによる地域課題に対応したまちづくりを推進し、地域力を更に発展させていくとともに、従来の考え方や手法にとらわれることなく、住民により身近な区において施策や事業を決定していく、新しい住民自治・新しい区政運営の実現をめざすこととしています。基礎自治に関する施策や事業について、区民に

身近なところで意思決定が行われるようにするため、区長の権限や機能を強化し、区の特性 や地域の実情に応じた区政運営を行っています。

地域社会における「公共」の分野に地域の多様な主体と区が協働して取り組むことによって、24 区で画一的なものではなく、それぞれの区の特性や地域の実情にあった真に必要とされる取組やサービスの提供が可能となり、表面に現れにくい地域課題にも迅速かつ的確に対応できるなど地域社会への効果や効率性も高まっていくと考えられます。

これらの区や地域での取組と全市域での取組が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かして地域のさまざまな活動主体との協働により進められるよう、こども・子育て支援にかかる取組を効果的に推進します。

(1) 区政会議

ニア・イズ・ベターをさらに推進していくためには、局から区に権限を移譲することと同時に、区長は区民の意見やニーズをしっかりと把握し、区民が区政運営に参画し評価することが必要となります。各区では、そのためにさまざまな取組を行っていますが、区政会議はその基本となるものです。区政会議については、全市的な統一基準として、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が平成25年6月1日から施行されています。こども・子育て支援を含むさまざまなテーマについて議論しています。

(2) 区将来ビジョン

各区においては、区長が区内の基礎自治行政を総合的に推進していくため、地域としての区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性等を区民の方々に明らかにするための「区将来ビジョン」と、「区将来ビジョン」で示された施策展開の方向性に沿って年度ごとの施策・事業の取組を明らかにする単年度ごとのアクションプランである「区運営方針」を策定し、毎年度の「区運営方針」に係るPDCAサイクルを通じて「区将来ビジョン」を進捗管理しており、こども・子育て支援についても各区の主要なテーマとされています。

(3)区で取り組んでいる事業

区においては、こどもや若者の健全育成や子育て支援に関わって、特性や地域の実情に応じた区独自の取組を展開しています。地域での取組と行政施策が役割分担し、補完し合いながら、こども・子育て支援施策を効果的に推進していくことが重要です。

区の特色に応じて取り組む主な事業

基本方向 I ~こどもの誕生前から乳幼児期まで~ 安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長で きるよう支援する仕組みや環境を充実します。

基本施策(1) 施策1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します 【重点施策】妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実

事業名	概要					
●●●●事業						
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		ı		ı		_
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	752V T AF					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	刈 家平即					
	1167	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢	30.733.0743	3 = 2,43		13 1773	. 13 1743
		I		I		1

参考資料

用語の説明

【あ行】

【か行】

【さ行】

•

•

こども・子育て支援会議条例(平成25年大阪市条例第6号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第 1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18年法律第77号)第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議(以下 「支援会議」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。
- 2 支援会議の委員は、保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)、事業主 を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援 (以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て 支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

- 第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 支援会議の委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

- 第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

- 第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。
- 2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると ころによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月22日条例第97号、平成27年4月1日施行、告示第136号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育で支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。) による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。)について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育で支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

こども・子育て支援会議条例施行規則(平成25年大阪市規則第20号)

(趣旨)

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例(平成25年大阪市条例第6号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 こども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

こども・子育て支援会議委員名簿(令和 6 年 11 月)

役職		氏	名		役職名
会長	Щ	野	則	子	大阪公立大学現代システム科学研究科 教授
会長代理	福	Ш	公	教	関西大学人間健康学部 教授
委員	市	田	守	男	一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会 会長
委員	稲	田		浩	西宮すなご医療福祉センター 医療顧問
委員	宇	賀(上 智	子	公募委員
委員	岡	本	佳	久	一般社団法人大阪市児童福祉施設連盟 会長
委員	北		玲	子	公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会 会長
委員	久	保	朋	子	大阪市PTA協議会 副会長
委員	小	嶋	憲	子	大阪市民生委員児童委員協議会 会長
委員	小	林	幸	治	大阪商工会議所人材開発部 部長
委員	佐	竹	千	賀	公募委員
委員	中	村	正	彦	弁護士
委員	中	Щ	良	明	大阪市子ども会育成連合協議会 顧問
委員	名	城	嗣	盛	社会福祉法人大和福祉会 理事
委員	野	崎 彩	彡 有	里	公募委員(こども・若者委員)
委員	橋	本	祐	子	関西学院大学教育学部 教授
委員	福	田	留	美	NPO法人にしよどにこネット 代表理事
委員	本	田力	、美	子	一般社団法人大阪市私立保育連盟 副会長
委員	松	本	和	馬	大阪市青少年指導員連絡協議会 副会長
委員	森	本	英	俊	連合大阪大阪市地域協議会 副議長
委員	吉	村		浩	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会 常務理事

大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱

(目的)

第 1 条 こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市 こども・子育て支援施策推進本部会議(以下「推進本部会議」という。)を開催する。

(組織)

- 第2条 推進本部会議は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
- 2 委員長は、こども青少年局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども青少年局理事及びこども青少年局企画部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、推進本部会議の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序でその職務を代行する。

(プロジェクト会議の開催)

第4条 委員長は、こども・子育て支援対策にかかる施策の調査及び検討を行わせるため、 推進本部会議のもとプロジェクト会議を開催する。

- 2 プロジェクト会議のメンバーは、別表 2 に掲げる職にある者及び委員長の指名する職にある者をもって充てる。
- 3 委員長が特に必要と認めるときは、プロジェクト会議のもとワーキングチームによる会議を開催することができる。
- 4 ワーキングチームのメンバーは、委員長の指名する本市職員をもって充てる。

(庶務)

第5条 推進本部会議の庶務は、こども青少年局企画部企画課において処理する。

(施行の細目)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営に関し必要な事項は委員長が 定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

この要綱は、平成22年4月19日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

この要綱は、令和3年4月7日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 推進本部会議委員

区長(こども・教育部会担当区長)代表(2)

政策企画室政策調查担当部長

市民局総務部長

福祉局総務部長

健康局総務部長

こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長

こども青少年局子育て支援部長

こども青少年局幼保施策部長

経済戦略局企画総務部長

建設局総務部長

都市整備局企画部長

教育委員会事務局総務部長

教育委員会事務局生涯学習部長

教育委員会事務局指導部長

別表2 プロジェクト会議委員

人事室

人事課長

政策企画室

企画部政策調査担当課長

市民情報部広報担当課長

経済戦略局

スポーツ部スポーツ課長

市民局

ダイバーシティ推進室人権企画課長

ダイバーシティ推進室男女共同参画課長

区政支援室地域安全担当課長

財政局

財務部財務課長

福祉局

障がい者施策部障がい福祉課長

健康局

健康推進部健康施策課長

〔区役所〕

委員長の指名する区人権生涯学習主管課長(1)

委員長の指名する区保健福祉課長または福祉担当課長(1)

こども青少年局

企画部企画課長

企画部こどもの貧困対策推進担当課長

企画部青少年課長

企画部放課後事業担当課長

子育て支援部管理課長

幼保施策部幼保企画課長

幼保施策部幼稚園運営企画担当課長

中央こども相談センター運営担当課長

建設局

公園緑化部調整課長

都市整備局

企画部住宅政策課長

教育委員会事務局

総務部教育政策課長

生涯学習部生涯学習担当課長

指導部初等・中学校教育担当課長

「大阪市こども計画」(素案) にかかるパブリック・コメント手続きの実施結果 について

○募集期間 : 令和6年12月 日()~令和 年 月 日()

○募集方法 : 持参、送付、ファックス、電子メール

○素案の公表方法

- ・大阪市役所(1階市民情報プラザ)、各区役所区民情報コーナー、大阪市サービスカウンター、男女共同参画センター子育で活動支援館、総合生涯学習センター・市民学習センター、各区図書館、各区こども・子育でプラザ、青少年センターに設置
- ・大阪市ホームページにて公表

○集計結果

・提出人数 : 件・意見件数 : 件

(提出人数の内訳)

<受付方法別>

持参	送付	ファックス	電子メール

<居住区>

大阪市内	大阪市外	不明

<性別>

男性	女性	その他	不明

<年齢別>

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明

○意見内容の分類及び件数

	項目	意見件数		
第1章	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15		
<u> </u>		15		
第2章	・ 現状と課題	2		
<u> </u>		2		
第3章	・ 計画の基本的な考え方	_		
第4章	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	433		
各	年度における量の見込みと提供体制の確保	433		
	就学前のこどもにかかる教育・保育	10		
	放課後の居場所を提供する事業 (児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業)	423		
第5章	- 基本施策と個別の取組	42		
基	本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します	5		
	こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します	2		
	社会で共に生きていく力を育成します	2		
	健康や体力を保持増進する力を育成します	1		
基す	本方向 2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実しま。 -	35		
	子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します	2		
	外国につながるこどもと家庭への支援を充実します	1		
	仕事と出産・子育てを共に選択できる保育サービス等を充実します	31		
	こどもや子育て家庭にとって快適で安全・安心な生活環境を整備します	1		
基	- 本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します。	2		
	こどもの貧困対策を推進します	2		
第6章	・ 計画の推進にあたって	1		
自	律した自治体型の区政運営	1		
その他	3	203		
放課後事業関係				
保育関係				
そ	の他	3		
<u> </u>	合 計	696		

こども・子育て支援計画策定経過

年月日	内容
令和5年3月22日	令和4年度 第3回 こども・子育て支援会議
A 10 5 4 0 0 0 0 0	令和5年度 第1回 こども・子育て支援会議
令和 5 年 6 月 27 日 	教育・保育・子育て支援部会
令和 5 年 10 月 17 日	令和5年度 第1回 こども・子育て支援会議
令和 5 年 11 月 30 日	「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査
令和6年~1月31日	(就学前児童)・(就学児童)」 実施
令和 5 年 11 月 30 日	
令和6年~1月31日	「大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査」実施
△和6年2月27日	令和5年度 第2回 こども・子育て支援会議
令和6年2月27日	教育・保育・子育て支援部会
令和6年3月14日	令和5年度 第2回 こども・子育て支援会議
△和 6 左 6 日 26 日	令和6年度 第1回 こども・子育て支援会議
令和6年6月26日	こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会
△和6年7日16日	令和6年度 第2回 こども・子育て支援会議
令和6年7月16日	こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会
△和6年0日0 日	令和6年度 第1回 こども・子育て支援会議
令和6年8月9日	教育・保育・子育て支援部会
△和6年0日21日	令和6年度 第3回 こども・子育て支援会議
令和6年8月21日	こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会
令和6年10月3日	令和6年度 第2回 こども・子育て支援会議
为410月3日	教育・保育・子育て支援部会
令和6年11月6日	令和6年度 第1回 こども・子育て支援会議